

【公益信託認可ガイドライン案イメージ】

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等

第1節 財務規律	1
第1 公益事務の収入及び費用(公益信託法第16条第1項及び公益信託規則第15条から第23条まで及び第45条)	2
1 規律の趣旨及び概要	2
2 中期的収支均衡の判定方法及び行政庁による監督	4
3 公益充実資金(公益信託規則第23条)	13
4 公益認定申請時の確認(公益信託法第8条第8号)	17
第2 公益事務割合(公益信託法第16条第2項及び公益信託規則第24条から第32条まで)	19
1 公益事務割合の趣旨	19
2 公益事務割合の算定	19
3 公益事務割合の確認及び行政庁による監督	24
第3 使途不特定財産額の保有の制限(公益信託法第17条及び公益信託規則第33条から第37条まで)	25
1 使途不特定財産規制の趣旨	25
2 使途不特定財産額の算定	26
3 使途不特定財産の保有上限額の算定等	31
4 公益認定申請時の確認	32
第2節 情報開示	33
第1 財産目録等の備置き・閲覧、公表等(公益信託法第20条及び第21条)	33
1 信託事務年度開始前に作成・備置きする書類(公益信託法第20条第1項)	34
2 信託事務年度終了後に作成・備置きする書類(公益信託法第20条第2項)	38
3 信託法第37条第1項及び第2項に規定する書類(公益信託法第20条第4項)	49
4 閲覧請求等について	67
5 行政庁への提出等(公益信託法第21条第1項)	68
6 行政庁による公表(公益信託法第21条第2項)	69
第3節 その他規律等	70
第1 名称等(公益信託法第5条)	70
第2 寄附の募集に関する禁止行為(公益信託法第18条及び公益信託規則第38条)	70

第1節 財務規律

財務規律の趣旨

- 公益信託は、その活動により公益の増進及び活力ある社会の実現に寄与することが期待されており、税制上の優遇措置の下、国民や企業からの寄附等の支援を受けるものである。
- 公益信託の趣旨に鑑み、公益信託に寄附された寄附金等を含む信託財産が、公益信託のために適切に活用されることを担保するための仕組みとして、

=====

・公益信託事務について、当該公益信託事務に係る収入をその実施に要する適正な費用に充てることにより、内閣府令で定める期間(5年間)においてその収支の均衡が図られること

→ 第1で扱う【中期的収支均衡】

・公益信託事務の処理に係る費用について、公益事務の「実施」に係る費用の割合として算定される割合が、一定割合(70%)を超えていること

→ 第2で扱う【公益事務割合】

・公益信託事務のために現に使用されておらず、引き続き公益信託事務のために使用されることも見込まれない信託財産の額が、公益信託事務のための費用1年分の相当額を超えないこと

→ 第3で扱う【使途不特定財産額】

=====

を財務規律として設けている。

- 財務規律は、公益法人制度と整合的な仕組みとして設けられている。公益事務を行うことのみを目的とする公益信託は、公益法人制度と異なり、

① 管理費を除き、公益事務以外の事務(公益法人制度における収益事業等)に係る費用は発生しない

② 全ての信託財産は、(管理事務を除き)公益事務に使用し、処分しなければならず¹、公益信託の取消しは公益信託の終了事由となり²、も、全ての残余財産が類似の公益信託等に帰属するとされている(このため、公益目的事業財産(認定法第18条)や公益目的取得財産残額(認定法第30条)に係る規律は存在しない)

¹ 公益法人制度においては、財産の一部を公益目的事業以外の事業のために使用し、処分することができることを前提に、公益目的事業のために使用・処分しなければならない財産(公益目的事業財産)の制度が設けられている。

² 公益法人制度においては、公益認定取消しの場合も、その時点で公益目的事業のために費消されていない公益目的事業財産相当額(公益目的取得財産残額)を類似目的の公益法人等に贈与した上で、一般法人として存続可能である。

③ 区分経理(認定法第19条)が求められていない

等の違いあり、これに伴い取扱いを異にする必要はあるが、それ以外の財務規律の運用については、公益法人制度の運用に準じて運用することとしている。

- なお、特定資産公益信託については、その特性に鑑みて財務規律への適合性が公益信託認可基準から除外されている。

第1 公益事務の収入及び費用(公益信託法第16条第1項、公益信託規則第15条から第23条まで及び同規則第45条)

1 規律の趣旨及び概要

- 公益信託においては、公益信託事務に係る収入をその実施に要する適正な費用に充てることにより、5年間で収支の均衡(以下「中期的収支均衡」という。)が図られるようにしなければならない。これは、公益事務に充てられるべき信託財産の最大限の活用を促すため、収入に見合った公益事務の実施を確保し、信託財産や寄附金等が適切に公益目的のために活用されることを担保するための規律である。
- 中期的収支均衡は、公益信託の拡大を抑制するための規律ではなく、公益信託の拡大を想定した制度設計としている。寄附者等によって公益目的のために活用されることが定められた財産(指定純資産)の受入れは「公益信託事務に係る収入」に含まれないほか、公益信託事務を充実させるために将来において必要となる資金の積立ては、中期的収支均衡において費用とみなすこととされている(詳細は(3)参照)。
- また、認定法における中期的収支均衡は、管理業務を除いた「公益目的事業」が対象であるのに対し、公益信託法では、管理業務を含む「公益信託事務」が中期的収支均衡の対象である。これは、公益事務のみを行うことを目的とする公益信託においては、公益信託の管理に必要な事務も広い意味で「公益事務を行うための事務」であること等を踏まえ、法律上、措置されたものである。「公益充実資金」の積立目的も同様であり、認定法では「公益目的事業」の充実であるのに対し、公益信託法では、「公益信託事務」の充実のために積み立てることができる。

中期的収支均衡のイメージ

- 次ページに掲載した図では、令和8年度に赤字が100万円発生している。この場合、令和9年度から12年度にかけての4年度において黒字による充当が認められる。令和12年度終了後も令和8年度分の赤字のうち50万円が残存しているが、令和13年度に発生した黒字で令和8年度分の50万円は充当できない。
- 令和13年度に生じた450万円の黒字は、過去4年間(令和9年度から12年度)の赤字と通算できる。黒字が残存した場合も、令和18年度までの5年間で解消すれば中期的収支均衡は満たされる(図では令和18年度においても黒字が残存し、中期的収支均衡は満たされていない)。

中期的収支均衡

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
単年度収支	-1,000,000	500,000	-500,000	-500,000	-500,000	4,500,000	-500,000	0	-100,000	-500,000	-500,000
R8	-1,000,000										
R9	-500,000	0									
R10	-500,000	0	-500,000								
R11	-500,000	0	-500,000	-500,000							
R12	-500,000	0	-500,000	-500,000	-500,000						
R13	通算不可	0	0	0	0	3,000,000					
R14		0	0	0	0	2,500,000	0				
R15				0	0	2,500,000	0	0			
R16					0	2,400,000	0	0	0		
R17						1,900,000	0	0	0	0	
R18						1,400,000	0	0	0	0	0

発生した黒字は、過去4年分の赤字と通算可能。
R13年度に450万黒字が発生した場合は、R9～R12年度の赤字と通算可能。その結果300万円が残存するが、この300万円については、R14～R18年度の5年間で発生した赤字と通算して解消していくことになる。

過去の赤字と通算し
R9年度の黒字を解消

R12までに
解消できなかった
50万は、
R13以降通算不可

5年経過した黒字が存在
→ 中期的収支均衡不適合

【図】中期的収支均衡の判定方法
※(2)の説明は、この図に掲載されている事例を元に行っている

2 中期的収支均衡の判定方法及び行政庁による監督

- 毎信託事務年度終了後、以下のプロセスで当該信託事務年度の収支や残存剰余額(黒字のこと)などに関する算定を行い、その数値及び計算の明細を行政庁に提出する(公益信託規則第40条第1項第3号)。
- 中期的収支均衡を図るべき期間(内閣府令で定める期間)は、5年間とされており、発生から5年間を超える残存剰余額がなければ、当該公益信託における中期的収支均衡は図られているものとされる³(公益信託規則第17条及び同規則第21条)。

(1) 中期的収支均衡の算定方法

ア 当該信託事務年度の収支(剰余額・欠損額)算定(公益信託規則第18条第1項及び第2項)

- まず、当該信託事務における公益信託事務に係る「収入額」と「費用額」の比較を行い、以下により、「年度剰余額」又は「年度欠損額」を算定する。「収入額」及び「費用額」は、それぞれ次に掲げる額の合計額である。

算定に係る数値は、中期的収支均衡に関する計算の明細(公益信託規則第40条第1項第3号)として、記録する(参考。別表A(1)の1. 当該信託事務年度の収支比較)。

収入額の構成要素 (公益信託規則第18条第2項第1号)	費用額の構成要素 (公益信託規則第18条第2項第2号)
○当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常収益(※)の額 ※経常収益のうち、指定純資産 ⁴ (第2節(3)②参照)に係る経常収益として計上される額を除く	○当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常費用(※)の額 ※1指定純資産に係る経常収益として計上される額は除く ※2公益充実資金の取崩しにより取得した公益目的保有財産に係る減価償却費 又は 剰余金の解消策として取得した公益目的保有財産に係る減価償却費の額

³ 中期的収支均衡の趣旨に鑑み、欠損額(赤字)の残存については、収支の算定上通算可能な期間が限られている(発生後4年以内)以上の規定は存在しない。したがって、発生後5年を超えた欠損額(赤字)については収支の算定上通算不可能になるだけであって、「発生後5年を超えた欠損額(赤字)の存在」それ自体が中期的収支均衡を満たさない要素にはならない。

なお、赤字の継続により、公益事務を実施するだけの財政基盤が損なわれるような場合には、公益信託法第8条第2号の「経理的基礎」を有していないと判断されることがある。

⁴ 貸借対照表において純資産の区分(指定純資産・一般純資産)を行う場合、損益計算書についても財源別(指定純資産・一般純資産)の内訳を作成する必要がある。このうち指定純資産を除いた一般純資産に係る経常収益・経常費用が中期的収支均衡の算定対象となる。なお、信託財産に減価償却資産を含んでいない公益信託(助成型の公益信託の多くが該当するものと想定される)は、貸借対照表において純資産の区分を要しないこととされており、純資産区分を行わない場合全ての経常収益・経常費用が中期的収支均衡の算定対象となる(したがって、指定寄附資金(第3(2)①ウ参照)がある場合でも中期的収支均衡の算定対象に含まれる)。

	も除く
○当該信託事務年度の公益充実資金(第1節(3)参照)の取崩額(※) ※公益目的保有財産(詳細は第3(2)①参照)の取得・改良に充てた額を除く ⁵	○当該信託事務年度の公益充実資金の積立額

- 費用額の構成要素のうち、当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常費用の額については、

・公益充実資金の取崩しにより取得した公益目的保有財産に係る減価償却費

・剰余額の解消策として取得した公益目的保有財産に係る減価償却費

の額を除くこととしている。

- 公益充実資金の取崩額については、当該資金を費消して損益計算書に経常費用が計上されていることから、その見合いとして収入の構成要素となる。
- 剰余額の解消策として取得した公益目的保有財産に係る減価償却費については、取得年度に取得価額若しくはその一部一括で中期的収支均衡における費用として取り扱われることから、それ以降の年度については、二重計上を避けるため、減価償却費相当額を費用から控除するものである⁶。
- 以上の額を収入額及び費用額として算定した上で、当該信託事務年度において年度剰余額(黒字)又は年度欠損額(赤字)のいずれかの額を算定する。なお、収入額と費用額が完全に一致すれば、年度剰余額は0円であり、年度欠損額は発生しない。【図】の事例では、単年度収支の行に、年度剰余額又は年度決算額が記載されており、例えば、令和8年度に年度欠損額が100万円発生している。

(収入額≧費用額の場合)	(収入額<費用額の場合)
年度剰余額＝収入額－費用額 ※収入額＝費用額の場合は0	年度欠損額＝費用額－収入額 ※なお、受託者の判断で、年度欠損額は0とすることができる(公益信託規則第18条第2項ただし書)。 ⁷

イ 過年度の剰余額・欠損額との通算(公益信託規則第18条第3項及び第4項)

次にアで算定した「年度剰余額」又は「年度欠損額」について、前年度に算定・記録していた残存欠損額又は残存剰余額と通算する。その明細は、中期的収支均衡に関する計算の明細(公

⁵ 公益充実資金の取崩額のうち、公益目的保有財産の取得・改良は費用計上されないため控除するもの。

⁶ 現金を支出して減価償却資産を取得した場合、現金が減価償却に変わるだけなので、損益計算書上は費用計上されず、減価償却資産を使用する中で減価償却費として毎年度損益計算書において計上される。剰余金の解消策として減価償却資産を取得する場合には、本来費用計上されない取得年度において、中期的収支均衡の算定上減価償却費を先取りした形となる(公益充実資金の積立でも同じ)ので、中期的収支均衡の算定においては、後年、損益計算書に計上された減価償却費相当額(先取した部分に限る)を控除するものである。

⁷ 年度欠損額を繰り越すことで、翌事業年度以降に剰余額が出た場合に通算することができるが、これを望まない場合は、残存欠損額の計算・管理の負担軽減のため、年度欠損額を0とすることができる。

益信託規則第40条第1項第3号)として、記録する(参考。別表A(1)の2. 年度剰余額／年度欠損額と残存剰余額／残存欠損額との通算)。

(ア) 当該信託事務年度に年度剰余額が生じた場合

- 当該信託事務年度において年度剰余額が生じた場合、前年度に算定した過去4年間の各年度の残存欠損額(詳細は「エ 残存剰余額又は残存欠損額の算定」参照。過去4年間の欠損額が合計額を「過年度残存欠損額」という。)があれば、これらと通算を行う。
- 通算後に残る額を当該信託事務年度の「暫定残存剰余額」とする。暫定残存剰余額は下記のA～Cの場合に応じて算定される(適宜【図】の事例で補足する)。

【暫定残存剰余額の計算方法】

類型	A 過年度残存欠損額がない(通算する過去の赤字がない)場合	B 過年度残存欠損額があり、当該信託事務年度の黒字の全部を解消できる場合	C 過年度残存欠損額があり、当該信託事務年度の黒字の一部を解消できる場合
暫定残存剰余額の 数値	年度剰余額	0	年度剰余額－過年度 残存欠損額
【図】における具体例	【図】では該当事例はない ※例えば、【図】において、仮に令和14年度にも年度剰余額が発生した場合には、通算可能な過年度残存欠損額はなく、年度剰余額がそのまま暫定残存剰余額となる。	令和9年度に50万円の年度剰余額が発生。 令和8年度に100万円の残存欠損額があるため、これと通算すると50万円は全額解消され、暫定残存剰余額は0となる。	令和13年度に450万円の年度剰余額が発生。 過去4年度(令和9～令和12年度分)の残存欠損額と通算可能であるが、その合計は150万であるため、300万円分が暫定残存剰余額になる。

(イ) 当該信託事務年度に年度欠損額が生じた場合

- 当該信託事務年度に年度欠損額が生じた場合、前年度に算定した過去の各年度の残存剰

余額(その合計額を「過年度残存剰余額」という。)があれば、これらのうち発生した年度が古いものから順に通算を行う。

○ 下記のA～Cの場合に応じて当該年度の残存欠損額が算定される。

類型	A 過年度残存剰余額がない(解消すべき過去の黒字がない)場合	B 過年度残存剰余額があり、過年度残存剰余額 ≤ 年度欠損額の場合の場合	C 過年度残存剰余額があり、過年度残存剰余額 < 年度欠損額の場合の場合
当該信託事務年度の残存欠損額の値	年度欠損額	0	年度欠損額－過年度残存剰余額
【図】における具体例	令和10年度に50万円の年度欠損額が発生。 令和9年度終了時点で残存剰余額はないため(令和9年度に発生した50万円の年度剰余額は、令和8年度の残存欠損額と通算されて解消されている)、50万円の年度欠損額がそのまま残存欠損額になる。	令和14年度に50万円の年度欠損額が発生。 令和13年度終了時点の残存剰余額は300万円(令和13年度に発生した450万円の年度剰余額は、令和9～12年度の欠損額と通算された結果、300万円分残存)と令和14年度の50万円の年度欠損額とを通算し、令和14年度分の残存欠損額は0になる。	該当事例はない。 ※例えば、令和14年度に400万円の年度欠損額が発生した場合、 400万円－300万円＝100万円(の残存欠損額)が算定される。

ウ 剰余額の解消策(公益信託規則第19条)

次に、イ(イ)A若しくはCで算定した暫定残存剰余額、又はイ(イ)Bで解消し切れない過年度残存剰余額(すなわち、イ(イ)Bの過年度分通算の計算を経てもなお、剰余額が残存する場合)には、それらの全部又は一部を、以下の事項に充てることで解消することができる(これらの方法で解消される暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額を「解消額」という)。なお、【図】ではこ

れに相当する事例はない。⁸

その明細は、中期的収支均衡に関する計算の明細(公益信託規則第40条第1項第3号)として記録する(別表A、暫定残存剰余額又は残存剰余額の解消)。

(ア) 公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良(同条第1号)

- 公益目的保有財産とは、「継続して公益信託事務の用に供する財産(公益信託規則第36条第3項第1号)」を指す。固定資産(土地や建物といった実物資産のほか、その利息等で公益信託事務を実施するために保有する金融資産も含まれ得る)が想定される。
- 公益目的保有財産の取得又は改良のための支出は費用とはならないが、公益信託事務のための支出であることから、剰余額の解消策として認めることとしている⁹。

この場合、解消額は「暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額のうちから、公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良に充当した額」となる。

- 剰余額の解消策として金融資産を取得する場合には、剰余金が単に金融資産に形を替えて活用されずに死蔵されるだけでは、中期的収支均衡の規律趣旨上適切な対応とは言えない。したがって、公益信託事務のために直接財産を費消することと比較して、中長期的に同程度以上の公益信託事務の拡大に繋がることが見込まれる場合や、過去にやむを得ず取り崩した公益目的保有財産の回復に充てる場合など、金融資産から生じる果実が公益信託事務の充実のために使用される見込み・必要性が認められる場合に限って、公益目的保有財産としての金融資産の取得が認められる。

⁸ 【図】において、仮に令和12年度の暫定残存剰余額300万円に対し、解消策(公益目的保有財産の取得など)として100万円の解消額を計上した場合、次年度に繰り越す額(エで算定する残存剰余額)は200万円となる。

⁹ 当該公益目的保有財産が減価償却資産である場合には、中期的収支均衡における二重計上を避けるための措置が講じられる(ア参照)。

(イ) 災害その他の公益信託事務の処理が著しく困難となる事態として内閣総理大臣が定めるものにあつて、公益信託事務を処理するために必要な資金の不足を補うために不可欠なものとして行った借入れに係る元本の返済(同条第2号)

○ 令和2年から発生した新型コロナウイルス感染症拡大という予測困難な事業環境の変化によって、公益法人制度においては運転資金が不足した法人が現れ、その状況下でも公益目的事業を引き続き実施するため、やむを得ずに借入れを行った事例が存在した。その際、借入金の発生年度(資金不足の発生)と元本の返済(剰余額の発生)との間が5年以上になってしまうと、過去の赤字を通算することができず、中期的収支均衡の規律を遵守すれば、借入金の返済をする原資が得られないという問題が生じた。本規定は、こうした問題に対応するために設けられたものであり、新制度施行後に生じる事態について、公益法人制度と同様の運用を行うことを想定している¹⁰(詳細は、公益認定等ガイドライン第5章第1節第1の2(1)ウ(イ)を参照)。

(ウ) その他行政庁の確認を得た支出(同条第3号)

○ 上記のほか、公益信託事務の内容やその他の個別事情を勘案し、「当該公益事務を処理するために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た」支出については、解消策として認める。その際の考え方については、公益認定等ガイドライン第5章第1節第1の2(1)ウ(ウ)を参照。

¹⁰ 公益信託は、令和8年4月以後に認可されるものであることから、「令和2年度及び令和3年度新型コロナウイルス感染症の拡大」を内閣総理大臣が定める事態として定める必要はなく、現時点で、告示を定める具体的な予定はない。

エ 残存剰余額又は残存欠損額の算定(公益信託規則第20条)

最後に、中期的収支均衡が図られているかを判定するために最終的に必要となる、過去の欠損額との通算(上記イ)及び剰余額の解消策(上記ウ)を経てなお残存する、当該信託事務年度分と過年度分の剰余額を算定する。また、翌信託事務年度に繰り越すことができる欠損額(当該年度分及びその直前3年度の各年度分)を算定する。

その明細は、中期的収支均衡に関する計算の明細(公益信託規則第40条第1項第3号)として、記録する(別表A、当該信託事務年度の残存剰余額・残存欠損額)

年度欠損額、年度剰余額、解消額の控除については、過年度残存剰余額や過年度残存欠損額のうち、発生年度の古いものから順に控除していくことになり、具体的には以下A～Dのとおりである。

類型	A 当該年度前の 各年度に係る 残存剰余額	B 当該年度の 残存剰余額	C 当該年度前の 各年度に係る 残存欠損額	D 当該年度の 残存欠損額
残余剰余額 又は 残存欠損額の 算定	過年度残存剰余額－(ある場合は)年度欠損額－ウの解消額 ¹¹	イ(i)で算定した暫定残存剰余額－ウの解消額	過年度残存欠損額－(ある場合は)年度剰余額	イ(ii)で算定した残存欠損額
【図】における 具体例	令和14年度には、過年度残存剰余額として、300万円(令和13年度分)が繰り越されていた。令和14年度の年度欠損額(50万円)と通算することにより、残	【図】ではウの解消策が執られた事例はない。	令和9年度には、過年度残存欠損額として令和8年度分の100万円があった。これと令和9年度の年度剰余額(50万円)を通算することに	イ(ii)A～Cにおいて算定された値が当該年度の残存欠損額となる。

¹¹ ウの解消策部分については、A及びBいずれも解消策を講じている場合のみ適用される

	存 剰 余 額 は、 300-50 = 250 万円となる。		より、残 存 欠 損 額は100-50 = 50万円となる。	
--	--------------------------------------	--	--------------------------------------	--

- 中期的収支均衡の規律は、発生から5年間経過した黒字がなお存在してしまうと規律非適合となる。

【図】においては、令和13年度に450万円の年度剰余額が発生し、令和9～令和12年度の欠損額(過年度欠損額)との通算により、300万円分が令和13年度の残存剰余額となった。

令和14年度～18年度に発生した年度欠損額の合計は160万円に留まり、ウの解消策も執られていないため、令和18年度における令和13年度分の残存剰余額が140万円残存している。これは、発生後5年経過した黒字がなお存在しているということであり、中期的収支均衡に不適合となる。

(2) 行政庁による監督

- 中期的収支均衡の制度は、各信託事務年度において、単年度で剰余額が生じることがあったとしても、5年間という中期的な期間内においてその剰余額を計画的に解消することができる制度としている。そのため、5年間という中期的な期間内において剰余額の解消ができず、収支均衡を欠く状態になった場合には、公益事務の構造に課題があると言える。

したがって、そのような公益信託については、公益信託制度の信頼性確保の観点から、原則として、行政庁が勧告を行い、公益信託事務の見直し等を求めることとする。

- その一方で、単年度で剰余額が生じた場合の対応は、一義的には公益信託の受託者等が公益事務の状況等に鑑みて判断すべき事項である。したがって、5年間という中期的収支均衡の期間が経過する前段階においては、行政庁は定期提出書類によって信託の状況を把握するとともに、原則として監督上の措置や指導を行わないものとする。

ただし、4年前の残存剰余額が多額であり、現在までの各年度の収支状況に鑑みれば翌信託事務年度に中期的収支均衡が図られていないことが想定される可能性が高いような場合には、剰余額解消の見通し等について、受託者への報告徴収を行うことが想定される。

(3) その他

ア 公益信託の併合及び分割の場合の措置(公益信託規則第22条)

- 公益信託に係る信託の併合がされた場合は、終了する各公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額が、併合後の公益信託に引き継がれることになる(公益信託規則第22条第1項)。例えば、過年度残存剰余額が500万円分あった公益信託Aと、過年度残存欠損額が

500万円あった公益信託Bとが併合された場合、これらが合算され、この場合は過年度残存剰余額及び過年度残存欠損額はいずれも0円となる。

- 公益信託に係る信託の分割がされた場合は、信託の分割の種類に応じて以下のように処理されることになる(公益信託規則第22条第2項)。

類型	吸収信託分割	新規信託分割
類型の定義	公益信託Aの中に、 ①奨学金助成事務 ②美術品の展示事務 がある場合、②を他の公益信託B(既に公益信託事務を行っている既存の公益信託)に分割して承継させる。	公益信託Aの中に、 ①奨学金助成事務 ②美術品の展示事務 がある場合、新規に公益信託Cを設立し、②を公益信託Cの公益事務として分割する。
原則	公益信託Aの過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額は、分割前の公益信託Aにおける過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額が原則としてそのまま残ることになる。	
特例が適用される具体例	過年度の事務実績として、①の事務は継続的に収支均衡する一方、②の事務では3年前に生じた赤字を埋めるため、黒字を出していた。 この場合、今後公益信託Aでは①の事務しか行わないため、②の残存剰余額だけ引き継がれると、今後①の事務だけで中期的収支均衡を満たすことが困難になり得ることから、②で生じた欠損額の一部又は全部を、分割／設立後の公益信託B/Cに引き継がせることを認める。	

イ 過去の数値がない場合の措置

- 公益信託認可を受けた信託事務年度においては、過去の数値(過年度残存剰余額及び過年度残存欠損額)が存在しないことから、これらの数値に係る部分は考慮する必要がない。

ただし、上記アで示したように、新規信託分割の場合は、過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額が存在する可能性あることに留意する。

3 公益充実資金(公益信託規則第23条)

- 公益法人制度においては、令和6年の制度改革の際に、法人の実情や環境変化に応じた柔軟な資金管理が可能となるよう、公益充実資金の制度が創設された。
- 公益信託においても、将来の公益信託事務として多額の出費が見込まれる(例えば、複数年に一度定期的に全国から参加者が集う催しを開催するような場合)ことや、将来の資産取得(公益信託事務を行う建物が経年劣化したため、別の建物を購入し移転するような場合)が見込まれることが想定されるため、公益法人と同様に公益充実資金の規定を設けている。
- 公益充実資金は、複数の公益事務を行う場合であっても、大括りの設定(公益事務の単位を横断することが可能)ができるほか、公益信託事務の環境変化等に対応した分配(公益事務①から公益事務②への積立て目的変更、公益事務の実施という目的から資産取得という目的への変更)を行うことができることとしている。
- 公益充実資金の積立ては、中期的収支均衡だけでなく、他の財務規律(公益事務割合及び使途不特定財産規制)においても、費用の算定上加味されることとなる。また、公益充実資金は、使途不特定財産規制における控除対象財産(第3(2)①参照)となる。公益充実資金として認められるためには、一定程度の使途の具体性(目的、時期、必要額等)が必要であり、以下を満たす方法で積立てが行われる必要がある。¹²

(1) 公益充実資金の要件(公益信託規則第23条第1項)

ア 公益充実資金の目的(公益信託規則第23条第1項第1号)

- 公益充実資金の積立ては、「将来の特定の事務の処理又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良」(以下「公益充実活動等」という。)のための費用等の支出に充てるものである必要がある(既存の公益信託事務を維持するために、将来の収支変動に備えた積立てや将来の収入減少に備えた積立てを行うことも許容される)¹³。繰越金、予備費等、将来の単なる備えとしての積立ては、本要件を満たさない
- 公益充実資金として積み立てられる額については、その額に相当する公益充実活動等が実施されることの見込み(蓋然性)があることが求められる。当該公益充実活動等は信託の本旨

¹² 公益法人制度では管理費(法人会計)に充てる費用・資産のための積立てを公益充実資金に含めることはできない(別途、特定費用準備資金又は資産取得資金として積み立てる必要がある)一方で、公益信託制度では、管理費に充てる費用・資産のための積立ても公益充実資金に含めることができるという違いがある。

¹³ 「将来の収支変動に備えた積立て」は、過去の実績等を踏まえて活動の見込みやそのために必要な積立ての限度額を合理的に見積もることが出来ること、「将来の減収に備えた積立て」は、外的な要因により将来の収入減少が合理的に見込まれること(保有する有価証券の配当が減少傾向にあり、それが引き続く可能性が高いことや、これまで受けていた補助金制度の見直しが進められ、補助金を受け取れなくなる可能性が高いこと等)が必要である。

に沿った活動である必要があるとともに、事業計画において公益充実活動等の内容が明らかにされる必要がある。

イ 必要な情報開示がなされていること(公益信託規則第23条第1項第2号及び同規則第46条)

- 積み立てている資金の使途等について、受託者は公益信託の関係者や国民への説明責任を全うする必要がある。したがって、公益充実資金の積立てがある場合には、信託事務年度の終了後、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、備え置くとともに、行政庁に提出する必要がある(公益信託規則第40条第1項第6号)。

また、受託者自らも、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該情報を速やかに公表する必要がある(公益信託規則第23条第1項第2号)。

なお、中期的収支均衡に関する計算の明細(公益信託規則第40条第1項第3号)として、別表A(2)に必要な記載がなされている場合には、当該書類の作成・備置き及び提出をもって、公益充実資金についての情報開示事項を記載した書類(同項第6号)の作成・備置き及び提出とすることができる¹⁴。

(ア) 当該信託事務年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期(公益信託規則第23条第1項第2号イ)

- 公益充実資金の目的とする公益充実活動等は、複数の公益事務の単位を横断して設定することも可能であることから、それぞれの公益充実活動等ごとに内容及び実施時期を明らかにする必要がある。その際、直近数年以内ではない将来に向けての積立てである場合には、不確実性が大きくなるため、その事情を明らかにする。

(イ) 当該信託事務年度の末日における積立限度額(公益充実活動等ごとの所要額の合計額)及びその算定根拠並びに公益充実資金の額(公益信託規則第23条第1項第2号ロ及びニ)

- 公益充実資金として、必要と認められる額以上の資金が積み立てられることは資産の滞留に繋がるため、公益充実活動等ごとに必要となる金額(所要額)を見積もり、各公益充実活動等の所要額の合計額を積立限度額として、それらの額を算定根拠とともに明らかにする必要がある。

なお、所要額の見積りは、過去の実績や類似の事例等を踏まえ、その時点における合理的なものとなっていれば問題なく、実施時期が近づくことで見積りが精緻化されることで、必要な所要額が都度見直されることになる。

¹⁴ 受託者自身が説明責任を全うすることが求められており、公益信託規則第23条第1項第2号の「公表」は、受託者自身が実施する必要がある(行政庁による公表をもって同号の要件が満たされていると解することはできない)。

(ウ) 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額¹⁵及び積立額(公益信託規則第23条第1項第2号ハ)

○ 公益信託の財務規律においては、上掲のとおり公益充実資金の積立額は費用として、取崩額は収入(又は費用の控除)として加味されるため、当該信託事務年度における公益充実資金の取崩額及び積立額を明らかにする必要がある。

○ なお、公益充実資金の積み立ての段階では、積立額と各公益充実活動等は完全に紐付けられる訳ではない。したがって、その段階では各公益充実活動等にそれぞれいくら積み立てたのかが一意に定まらないため、公益充実資金全体としての積立額を明らかにすれば足りる。

取崩しの段階では、実際に当該取崩しの額を用いて公益充実活動等が実施されていることから、各公益充実活動等に充てた公益充実資金の取崩額は一意に定まる。したがって、公益充実資金全体としての取崩し額(合計額)及び各公益充実活動等に充てたそれぞれの取崩額を明らかにする必要がある。

(エ) 前信託事務年度の末日における公益充実資金に関する情報(公益信託規則第23条第1項第2号ホ)

○ 中期的収支均衡の算定において、公益充実資金の積み立て・取崩しを反映するため、当該信託事務年度の公益充実資金の情報に加え、前信託事務年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額を明らかにする必要がある。

ウ 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手續が定められていること(公益信託規則第23条第1項第3号)

○ 公益充実資金は、上掲のとおりその積み立てた総額を管理するものであるから、公益充実活動等の実施時期や優先順位の変更により、当初想定していた公益充実活動等とは別の公益充実活動等のために資金を流用することは、公益充実資金の「公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す」ことには該当しない。

これとは別に、予期せぬ事象に対応するために資金が必要になる場合や、社会経済の変化等に対応して機動的に公益事務を実施するための資金が必要になる場合などが想定される。その際に、それら公益充実活動等以外の目的のために公益充実資金を取り崩すことは、資金の有効活用の観点から妨げられるものではない。

¹⁵ 公益充実資金は、現金以外の預金、有価証券等の形態で保有することも可能とされている(公益信託規則第23条第1項括弧書き)。この場合、公益充実資金は積立額及び取崩額で管理されるものであるから、預金や有価証券等から生じた果実については自動的に公益充実資金として増額される訳ではなく、別途積み立て処理を行うことで、果実分も公益充実資金とすることが可能である(必要な範囲での積み立てに限る。)

- 一方で、公益充実資金は公益信託として一度使途が定められて積み立てられ、財務規律上費用額として算定したものである。これを公益充実活動等以外の支出に充てるために公益充実資金を取り崩すということは特例的な対応であり、慎重な判断を担保するための手続が定められている必要がある。
- 例えば、信託行為において、公益充実資金について「公益充実資金を公益充実活動等以外のために取り崩す場合には、受託者は信託管理人にその理由及び取崩額を説明し承諾を得なければならない」と規定を置くことが考えられる。

エ 信託事務年度の末日における公益充実資金の額が積立限度額を超えていないこと(公益信託規則第23条第1項第4号)

- 上掲イ(イ)で算出した積立限度額は、当該公益信託において必要と考えられる公益充実資金の総額であることから、実際に積み立てている公益充実資金の額が積立限度額を超過していないか確認する必要がある。

オ 公益充実資金が、財産目録や貸借対照表において他の財産と明確に区分されていること(公益信託規則第23条第1項第5号)

- 公益充実資金を保有する場合、財産目録や貸借対諸表(又はその附属明細書)において、総財産のうちどの財産が公益充実資金であるのかを把握するために、他の財産と明確に区分して表示される必要がある。具体的には、貸借対照表においてはその内訳や増減等について注記する。

(2) 公益充実資金の取崩しについて(公益信託規則第23条第2項及び第3項)

- 公益充実資金は、目的となる公益充実活動等のための支出がなされた場合に、その支出額を取り崩す必要がある。公益充実資金の目的としていた公益充実活動等を、公益信託事務に係る環境の変化等の「正当な理由」がないにも関わらず、当該資金の目的とする公益充実活動を行わなかった事実があった場合は、行われなかった公益充実活動等のための所要額を公益充実資金の積立限度額から控除しなければならない¹⁶。
- 上記の通り、事業環境の変化等に対応して公益充実活動等の内容を変更することや実施時期を遅らせることは可能である。しかし、合理的理由なく、繰り返し公益充実活動等の実施時期を延期するような場合には、当該資金の目的とする公益充実活動等は行われないものと行政庁において判断することがあり得る。

¹⁶ 控除した後の額が公益充実資金の額を上回る場合には、その上回る部分の額を取り崩す必要がある。

4 公益信託認可申請時の確認(公益信託法第8条第8号)

- 公益信託の認可申請時には、行政庁は公益信託法第7条第3項第2号により提出する収支予算書の記載や、公益信託規則第2条第3項第3号の書類(公益信託法第8条各号に掲げる公益信託認可基準に適合することを説明した書類)を基に、当該公益信託において中期的収支均衡が図られることが見込まれるものかを審査する。
- 公益信託規則第2条第3項第3号の書類には、最初の信託事務年度に係る収支の見込み等を記載する(詳細は第3章第1(2)①参照)。なお、最初の年度や以降5年間に残存剰余額が発生することが見込まれる場合には、その解消見込み(公益事務の規模拡大や公益目的保有財産の取得等)を併せて記載する必要がある¹⁷。

¹⁷ 中期的収支均衡の規律は、事前に将来の収支に関する計画を求め規制するものではなく、期間が経過した時点で、結果として、残存剰余額が解消されずに残っている場合に中期的収支均衡が図られていないと判断するものである。したがって、公益信託認可の申請段階では、将来の各信託事務年度に関する具体的な収支の見込みまで求める必要はない。ただし、認可申請時の事業計画書、収支予算書等から剰余額の発生が見込まれる場合に、規模の拡大や公益目的保有財産の取得予定等の解消策があるかを確認することはあり得る。

中期的収支均衡の判定フロー(数字等はこれまでの説明部分の数字等に対応)

ア 当該信託事務年度の収入と費用を比較

収入 = 当該信託事務年度の経常収益の額(純資産区分における、指定純資産に係る部分を除く)
+ 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額(取崩額のうち公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く)

費用 = 当該信託事務年度の経常費用の額(純資産区分における、指定純資産に係る部分を除く + ※1)
+ 当該信託事務年度の公益充実資金の積立額
(※1) 費用を二重計上しないよう、公益充実資金の取崩しや剰余金の解消策として取得した公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く。

ア-1 収入 > 費用 の場合

⇒ 収入 - 費用 = **年度剰余額** が発生

ア-2 収入 < 費用 の場合

⇒ 費用 - 収入 = **年度欠損額** が発生

イ(i) 過去4年間の**残存欠損額**がある場合

⇒ 過年度の**残存欠損額**と**年度剰余額**を相殺

→ ①**年度剰余額** > **残存欠損額**の場合 ⇒ **ウ** へ

→ ②**年度剰余額** ≤ **残存欠損額**の場合 ⇒ **エ** へ

イ(ii) 過去の**残存剰余額**がある場合

⇒ 過年度の**残存剰余額**と**年度欠損額**を相殺

→ ①**残存剰余額** ≤ **年度欠損額**の場合 ⇒ **エ** へ

→ ②**残存剰余額** > **年度欠損額**の場合 ⇒ **ウ** へ

(当該信託事務年度又は過年度の**剰余額**がある場合)

ウ 剰余額の解消

以下の場合、それぞれの対応に充てた剰余額について解消されたものとする。

- (i) 公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良
- (ii) 「災害その他の公益信託事務の処理が著しく困難になる事態として内閣総理大臣が定めるもの」について、公益信託事務の実施資金に充てるため必要不可欠な借入れをし、その元本を返済した場合
(信託財産責任負担債務から全額返済する必要がある場合に限る)
- (iii) 行政庁が当該公益信託の公益信託事務の内容その他の事情を勘案し、控除すべきものがあると認める場合

エ 残存剰余額等の算定/中期的収支均衡の判定

当該信託事務年度から次年度に繰り越す剰余額・欠損額(**残存剰余額**・**残存欠損額**)を算定する。

(A及びB) **残存剰余額**

A: 過去の各信託事務年度の残存剰余額 = 過年度の**残存剰余額** - (イ(ii)②の場合の**年度欠損額** + ウの解消額)

B: 当該事業年度の残存剰余額 = イ(i)で算定した「その残額」 - ウの解消額

(C及びD) **残存欠損額**

C: 過去の各信託事務年度の残存欠損額 = 過年度の**残存欠損額** - (イ(i)②の場合の**年度剰余額**)

D: 当該事業年度の残存欠損額 = イ(ii)①の場合の**年度欠損額** - **残存剰余額**(※)

(※ 過去の残存剰余額がない場合は年度欠損額)

で算定した額



当該信託事務年度時点で中期的収支均衡が満たされているか判定する。

判定基準: 発生後5年度経過したものの、解消されず残っている**剰余額**があるか否か(あれば不均衡)

第2 公益事務割合(公益信託法第16条第2項及び公益信託規則第24条から第32条まで)

1 公益事務割合の趣旨

- 認定法において、公益法人は、公益目的事業を行うことを「主たる」目的とし(公益認定法第5条第1号)、収益事業等を行うことができることを前提に、公益法人が行う全ての活動の規模に占める公益目的事業の割合が、少なくともその半分を占めていること(事業の規模を測る指標として費用を採用している)が法律で定められている。
- 公益信託は、公益事務を行うこと「のみ」を目的とし、収益事業等を行うことはできないが、公益信託は、税制上の優遇措置を含め社会的サポートを受けて公益事務を行い、公益信託の認可・監督に行政コストも生じる中、管理費割合が大きくなるような費用倒れの公益信託は適切ではないことから、公益事務の実施に係る費用が内閣府令で定める割合以上であることを求めている。
- 「内閣府令で定める割合」については、70%と定められた(公益信託規則第25条)が、これは以下のような状況を踏まえたものである。

=====

- ・公益事務を行うことのみを目的とする公益信託においては、公益目的事業を行うことを「主たる目的」とし、収益事業等に係る費用が想定される公益法人の公益目的事業比率(50%)より高い割合とすることが適当であること
- ・公益法人の公益目的事業比率の実情や、既存の公益信託の実態¹⁸
- ・委託者や寄附者が拠出した財産の多くが公益事務に使用されないことを許容するような制度は、国民の理解を得ることが難しいと考えられたこと

=====

2 公益事務割合の算定

- 「公益信託事務の処理に係る全ての費用」に対する「公益事務の実施に係る費用」の割合が公益事務割合であるところ、これらはいずれも一の信託事務年度において損益計算書に計上すべき数値を用いることとしている(公益信託規則第24条)。具体的な計算方法を以下に数式で示す。

$$\text{公益事務割合} = \frac{\text{公益事務の実施に係る費用(①)}}{\text{公益事務の実施に係る費用(①) + 公益事務の処理に係る管理費用(②)}}$$

¹⁸ 公益法人のうち、収益事業等を行っていない公益財団法人の公益目的事業比率について、70%未満となる公益法人は6.3%であった。また、従来の公益信託において公益事務割合相当額を試算したところ93%は70%以上であった。

- 「公益事務の実施に係る費用」を(①)とし、「公益事務の処理に係る管理費用」を(②)とすると、「公益信託事務の処理に係る全ての費用」は(①)+(②)となる。

算定に係る明細は、「公益事務割合に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第4号)」として、記録する(表B(1))。

公益事務の実施に係る費用(①) ⇒当該信託年度の損益計算書に計上すべき公益事務の実施に係る事業費(公益信託規則第24条第1号)を基礎として算定する。	公益事務の処理に係る管理費用(②) ⇒当該信託年度の損益計算書に計上すべき公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費(公益信託規則第24条第2号)を基礎として算定する。
損益計算書に計上される事業費 (合同命令第31条第2号)	損益計算書に計上される管理費 (同第3号)
公益事務に跡付けることができる費用が該当する。 例：公益事務を行う従業員の給与等 公益事務に関連する旅費等 公益事務の実施会場の賃借料等	各公益事務に跡付けることができない経常的な費用であり、公益信託の管理のために必要な経常的な費用が該当する。 例：受託者の信託報酬及び・信託管理人の報酬 税務申告に係る税理士報酬等

- 受託者は、公益信託事務の処理に係る費用がそれぞれ事業費か管理費のどちらに相当するかを判断した上で、いずれかの費用として計上する。

事業費と管理費の双方に関連する費用額は、適正な基準¹⁹によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。費用の性格上事業費と管理費のうちどちらに配賦すべきか判断するのが困難であると考えられるような費用については、その全額を管理費とすることができる(公益信託規則第32条)。

このほか、損益計算書の記載については、第2節第●参照。

- なお、受託者・信託管理人の信託報酬については、管理費に計上する。公益法人制度にあつては、「役員報酬のうち、事業へ従事することの対価であると認められる部分」については事業費に該当し、「個別の事業実施に直接かわりのない役員報酬」は管理費に該当すると整理

¹⁹ 配賦の基準は、損益計算書に注記(事業費・管理費の形態別区分)する(第2節第○参照)。

されているが、公益信託においては信託報酬等の一部を事業費に按分することは認められない。ただし、公益事務に跡付けることができる費用と整理できるのであれば、受託者の職員給与や役員報酬を、信託報酬から切り分けて事業費に計上することは可能である。

- 引当金については、将来発生する支出や損失に備えて予め見積もった金額がそれぞれの信託事務年度において損益計算書上費用に計上されている。したがって、引当金の取崩益を会計処理を行った場合、又は引当金を経常外増減の部で取り崩した場合には、当該信託事務年度における取崩額を費用額から控除する。

(公益信託規則第26条)。

- 信託財産の譲渡損失額、評価替えの損失、信託財産の運用により発生した損失については、公益事務に係る費用ではないため、公益事務割合における費用額には計上しない(これらは、通常は、経常外費用として事業費・管理費には含まれない。損益計算書の事業費・管理費に含まれている場合は、控除する。)(公益信託規則第27条)。

公益事務割合の調整

- 公益事務割合の算定の基礎となる費用額は、基本的には、損益計算書上の事業費・管理費となるが、公益事務の規模を測るという趣旨を踏まえると、ボランティアの支援を得て公益事務を行う場合や、数年に一度大きな公益事務を行うような公益信託にとって、単純に毎年度の損益計算書上の「費用」で規模を測ることが適当ではないため、以下の場合に、調整を行うことができることとしている。
- 各公益信託において適用の有無を選択できるが、一度これらの規定を適用することとした場合には、正当な理由がある場合を除き、以降もその取扱いを継続しなければならない(公益信託規則第28条第2項、第29条第2項及び第30条第3項)。
- (1)～(3)の調整を行った場合には、調整に係る明細は、「公益事務割合に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第4号)」として、記録する(表B(2)～(4))。

(1) 土地の使用に係る費用額(公益信託規則第28条)

- 信託財産に属する土地を使用して公益事務を行う場合、他者所有の土地を使用して公益事務を行う場合と比べて、賃借料等が不要であるため、公益事務の内容は同一であっても費用額で測定した事務の規模は相対的に小さくなることが想定される。このため、公益事務割合の計算に係る事業費の算定において、受託者の判断で土地の使用に係る費用額の算入を可能としている。
- 費用額に算入できるのは、「土地の賃借に通常要する賃料の額から当該土地の使用に当たり

実際に負担した費用の額を控除した額である(公益信託規則第28条第1項)。この場合の「土地の賃借に通常要する賃料の額」については、不動産鑑定士等の鑑定評価、固定資産税の課税標準額を用いた倍率方式(倍率は、一般には3倍以内とする。)、賃貸事例比較方式や利回り方式といった様々な算定方法が算定されるところ、どの方法を用いて算定するかは受託者の選択に委ねる。なお、一度採用した算定方法については、合理的な理由がない限り翌年度以降もその方法により算定することが求められる。

(2) 融資に係る費用額(公益信託規則第29条)

- 自己資金を使用して無利子又は低利子の貸付を公益事務として行う場合、他者から資金を調達して公益事務を行う場合と比べ、公益事務の内容は同一であっても、費用額で測定した事務の規模が小さくなることが想定される。このため、無利子又は低利子の貸付を公益事務として行う場合には、公益事務割合の計算に係る事業費の算定において、「当該貸付金の資金を外部からの借入れによって調達した場合の利率²⁰により計算した利子の額」と「当該貸付金に係る利子の額」との差額の算入を可能としている。

(3) 無償の役務の提供等に係る費用額(公益信託規則第30条)

- 無償の役務提供(便宜供与及び資産の譲渡を含み、資産として計上すべきものを除く。)を受けて²¹公益事務を行う場合には、実際は人的・物的資源が投入されているにも関わらず、無償であるために、公益事務の内容は同一であっても、費用額で測定した規模が小さくなることが想定される。このため、これらの人的・物的資源投入に当たって通常発生する費用を算定し、その額の算入を可能としている。

この場合は、実際の支払を伴わないことから領収書といった外部証憑はなく、これに代わる証憑を作成し、保存しなければならない(公益信託規則第30条第4項)。

=====

【ア「役務の提供」の要件】

- (ア) 当該「役務の提供」が、公益信託事務の実施に不可欠であること
- (イ) 当該「役務の提供」が発生することを受託者が予め把握しており、受託者の監督下において「役務の提供等」がなされること
- (ウ) 当該「役務の提供」を受けようとする場合、通常は市場価値を有するものであること

※なお、信託報酬を無報酬とする場合、受託者の職務遂行は費用に算入可能な「役務」には

²⁰ 例えば、前信託事務年度末の市場貸出金利を用いることが考えられる。

²¹ 「無償」の場合に限らず、通常想定される市場価格より低廉な価格で供与される役務等についても同様の対応を行うことが考えられる。

含まれない

【イ「役務の提供があつた事実を証するもの及び必要対価の額の算定の根拠」の要件】

(ア) 受託者が「役務の提供」を行った者の住所・氏名・提供日時・具体的な「役務の提供」の内容・必要対価の額とその算定根拠・「役務の提供」が公益信託事務の実施に不可欠である理由を記載した書類を作成すること。

(イ)(ア)の書類の概要をまとめて、「公益事務割合に関する数値及びその計算の明細を記載した書類」(公益信託規則第40条第1項第4号)とすること。これにより、①の書類の概要部分は「財産目録等(第2節第1参照)」となり、行政庁による開示対象文書²²⁾に含まれる。

=====

(4) 公益充実資金に係る調整(公益信託規則第31条)

○ 公益充実資金の内容については第1(3)参照。その上で、公益充実資金は公益事務実施の費用に充てるための積立てと、特定の資産取得等に充てるための積立てとの双方を目的とすることが可能であり、中期的収支均衡における剰余額・欠損額の算定においては、いずれを目的とする積立てであっても区別せずに費用額とみなされる。

○ 一方で、資産の取得等は、それをもって直ちに公益事務の規模を表すものとは言い難い²³⁾ことから、公益事務割合の算定においては、当該信託事務年度における公益充実資金の積立額のうち、公益事務実施のために積み立てられたと想定される部分²⁴⁾に係るものだけ費用額に算入し、取崩額も同様に公益事務実施のために充てた部分を費用額から控除する。具体的な計算式は以下のとおり。

=====

【費用額に算入する額の算定方法(式)と具体例】

公益充実資金(全体)の積立額 × 各公益充実活動等(公益事務実施に係るもの)の所要額の合計額
積立限度額(全ての公益充実活動等ごとの所要額の合計額)

例えば、

²²⁾ したがって、「役務の提供」を行った者の住所及び個々の氏名を概要書類に記載する必要はない。

²³⁾ 減価償却資産の場合は、減価償却を行う各年度において事業費に計上される。

²⁴⁾ 公益充実資金は、一つの資金として管理するため、複数の公益充実活動等がある場合に、積立時ににおいて、どの活動等のために積み立てたかは明らかではない。

◆公益充実活動等A(公益事務関係)の所要額が1000万円、公益充実活動等B(公益事務関係)の所要額が2000万円、公益充実活動等C(資産取得関係)の所要額が4000万円である。

→公益充実資金全体の積立限度額は7000万円

◆当該信託事務年度において、公益充実資金のために500万円を積み立てた。

とすると、当該信託事務年度において「公益事務実施のために積み立てられた部分に係る額」は、
 $500\text{万円(全体の積立額)} \times 3000\text{万円(公益事務実施のための積立限度額)} / 7000\text{万円(積立限度額)} = \text{約}214\text{万円}$

になる(実際に積み立てた500万円のうち、214万円相当分が公益事務関係のために積み立てられたとみなす、ということになる)。

=====

3 公益事務割合の確認及び行政庁による監督

○ 公益信託認可申請時においては、公益信託法第7条第3項第2号により提出する収支予算書や、公益信託規則第2条第3項第3号の書類(公益信託認可基準に適合することを説明した書類)を基に、公益事務割合が70%以上となることが見込まれるものかを審査する。

○ 公益事務割合が70%に満たない信託事務年度が発生した場合は、公益信託認可基準に抵触することになり、行政庁は、監督処分等を行うことを検討する。ただし、①公益信託認可を受けた初年度(変更認可を受けて公益事務の内容が大きく変更された場合等を含む。)、②公益信託の終了が1～2年の間に見込まれる年度、③公益信託の目的に照らして公益事務の拡大等が困難な場合等²⁵で、公益事務割合が70%に満たないことがやむを得ない場合には、直ちに監督処分等を行うようなことはしないものとする。なお、公益信託がこのような状況にある場合には、その理由及び改善の取組について、信託概況報告に記載し、説明責任を果たす必要がある。

²⁵ 例えば、特定地域における交通遺児の支援を目的とする公益信託において、当該特定地域において交通遺児が存在しないような場合が想定される。公益信託の目的や、公益事務割合が70%を下回る程度にもよるが、複数年に渡り、このような状況が継続する場合には、目的の変更等について検討が求められる。

第3 使途不特定財産額の保有の制限(公益信託法第17条及び公益信託規則第34条から第37条)

1 使途不特定財産規制の趣旨

- 公益信託において、信託財産は公益信託の目的のために管理・処分しなければならないが、公益信託事務に活用できる範囲を超える収益(寄附金、運用収益、対価収益など)がある場合や、社会経済の変化等により公益信託事務を縮小する場合などには、使途が具体的に定まらない財産を保有することもあり得る。
- 公益信託は、公益事務を行うことのみを目的とし、広く社会的なサポートを受けつつ活動する存在であるため、公益信託の信託財産は公益信託事務のために有効に活用されるべきであり、公益信託事務の実施とは関係なく信託財産が過大に滞留されることは適当ではない。
一方、例えば、事業型の公益事務の実施を想定した場合に、社会経済情勢の変化等に対応しつつ、安定して公益信託事務を処理していくためには、一定程度、公益信託の目的のために柔軟に使用・処分できる財産が確保されていることも求められる。このため、公益信託の信託資産について、「公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き公益信託事務のために使用されることが見込まれない財産」(公益信託法第17条第2項)を「使途不特定財産」と定義し、過度に使途不特定財産を保有することについて制限を設けるものである。
- 具体的には、公益法人制度と整合的な形で、公益信託における使途不特定財産の額が、一の信託事務年度において公益信託事務の実施に必要な額の相当額として算定される額(原則として過去5年間の実績から平均して算出する、詳細は(2)参照)を超えてはならないこととしている。
これは、1年分の公益信託事務の処理に必要な額に相当する額の信託資産があれば、基本的には社会環境・事業環境の変動があつたとしてもその信託財産を用いることで対応可能と考えられるためである。一方で、公益事務の内容等によっては、自然災害等、予見することが困難な規模の事象が発生した場合には、これでは安定的な公益事務の処理に支障を来すことも考えられることから、一定の要件を満たす「公益信託事務継続予備財産」(詳細は(2)③参照)については、「使途不特定財産額」の算定となる対象には含めないこととできる(使途不特定財産額から控除できる)。
- なお、公益信託においては、受託者は、「信託の目的の達成のために必要な行為をする権限」しか有しておらず、信託の目的の達成のために必要ではない、即ち、公益信託事務に必要な財産を取得することは、受託者の権限に属しないと言える。上記のとおり、使途の定まらない財産を保有することもあり得るため、本規律の遵守は必要となるが、公益法人と比べるとあまり想

定されないことから、本ガイドラインにおいては簡単な記載を置くにとどめる。

2 使途不特定財産額の算定

- 各信託事務年度の使途不特定財産額は、当該年度の貸借対照表に計上された資産の額から、負債の額、使途が特定されている財産の額（控除対象財産の額（対応負債の額を除く））、公益信託事務継続予備財産の額を控除した額であり、計算式としては以下のとおりである（公益信託規則第36条第2項）。

$$\text{使途不特定財産額} = \text{総資産額} - (\text{負債額} + (\text{控除対象財産の額} - \text{控除対象財産の対応負債額})) - \text{公益目的事業継続予備財産額}$$

(1) 控除対象財産について

- 使途不特定財産額は「公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き公益信託事務のために使用されることが見込まれない」信託財産の額である。以下の財産については、「使用又は使用される見込みがある」ことから、使途不特定財産に含まれない「控除対象財産」（公益信託規則第36条第2項、第3項）となる。

控除対象財産は、財産目録に表示して他の財産と区分して表示（第2節第○参照）するとともに、貸借対照表に期首純資産残高、当期増加額、当期減少額、当期末純資産残高を注記する（第2節第●参照）こととされている。

ア 公益目的保有財産（継続して公益信託事務の用に供する財産）

- 公益信託事務に継続的に使用している信託財産（断続的であっても、長期にわたって継続して使用している場合は「継続的に」使用しているものとする）が該当する。複数年度に渡って保有し続ける財産であるため、基本的に固定資産（土地・建物等の実物資産のほか、運用目的の金融資産も含む）が想定される。
- 運用目的の金融資産の場合は、原則として取り崩すことなく、その果実（配当金等の金銭）を継続的に公益信託事務の財源に充てることを目的として保有するものである必要がある²⁶。果実が公益信託事務に活用されていない場合には、公益目的事業の財源に充てることを目的として保有していると言えない。

なお、公益目的保有財産から生じた果実自体は、公益目的保有財産には該当しない。

²⁶ 公益信託の財務状況等に鑑みて必要がある場合に、当該金融資産を取り崩すことは妨げられない。

イ 公益充実資金

- 詳細は【第1の3参照】。公益充実資金は将来使用する「見込みがある」から積み立てている資金であるため、控除対象財産に該当する。

ウ 指定寄附資金(寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金(当該資金から生じた果実を除く。))

- 委託者や寄附者から用途が定められた信託財産として受け入れた資金(金銭、預金のほか有価証券等の金融資産を含む。)は、寄附者等による用途の定めに従い、公益事務に費消されるべく待機しているものであり、現に使用されていなくとも指定された用途のために使用されることが見込まれる財産であることから、控除対象財産に該当する。例えば「〇年後に行われる公益信託 A の10周年記念行事のために使うこと」という使用時期の指定を受けて受け入れられた資金のような場合は、指定寄附資金に該当する。

- 公益信託の信託財産として拠出された財産は、当該公益信託の公益信託事務のために使用すべきものという意味で全て用途の定めがあるという見方もあり得るところ、控除対象財産としての指定寄附資金に該当するためには、委託者や寄附者から用途の指定について明確な意思表示がなされる必要がある。用途の指定については、ある程度具体的に示されることが望ましく、最低限「公益事務のため」「管理費に充てるため」といった程度の指定は必要である。

なお、指定寄附資金から派生して取得した果実は、寄附等により受け入れた財産そのものではないため、指定寄附資金には該当しない。

- 当該財産自体を費消するのではなく、継続的に運用することでその果実を公益事務の財源として使用することを目的とする場合は、公益目的保有財産として整理する(果実を公益事務の財源として使用することを目的としつつ、事情に応じて当該財産を取り崩すことが想定される場合でも同様である)。
- 指定寄附資金が控除対象財産として正当に位置付けられるためには、当該資金が「相当の期間」内に費消される見込みがあることが求められる。「相当の期間」については、委託者・寄附者の意思、用途の内容、財産の規模等に応じて変わり得るため一律に定めることはできないものの、長期に渡って使用されず、合理的な理由なく具体的な使用時期を明らかにできないような場合には、相当の期間内に費消される見込みがあるとは言えず、指定寄附資金には該当しない。

指定寄附資金は他の資金と明確に区分して管理されている必要があり(公益信託規則第36条第5項第2号)、貸借対照表の純資産の部に表示(合同命令第30条第3項ただし書の規定

により指定純資産及び一般純資産の部を区分しない場合を除く。)するとともに、財産目録に区分して表示する。加えて、その使用見込みを明らかにするという観点から、貸借対照表の注記において、指定寄附資金の発生年度別残高及び使用見込みを開示することとする。当該資金が長期(目安としては取得後10年)にわたり使用されておらずその理由等が明らかでない場合、行政庁において報告徴収により説明を求めることがあり得る。

- 指定寄附資金については、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができないことが原則であると考えられる。当該目的以外に取り崩すことができる場合には、その要件や手続について、信託行為(信託行為に基づく規程を含む。)において定められている必要がある(公益信託規則第36条第5項第3号)。
- 指定寄附資金については、寄附者に対する説明責任を果たし、透明性を確保する観点から、「広く一般に募集された」か否かに応じて、必要事項を記載した書類について備置き・閲覧等の措置を講じる必要がある(公益信託規則36条第4項。第2節第1の2(11)参照)。

(2) 控除対象財産の対応負債額の算定

- 使途不特定財産額の算定上、公益信託の負債額を総資産額から控除するため、控除対象財産の取得のための負債が存在する場合は、その額が二重で減算されないことがないよう、控除対象財産の対応負債額は控除される必要がある。借入金により公益目的保有財産が取得された場合には、当該財産のうち借入金にかかるものは、対応負債となる。なお、引当金に係る負債(退職給付引当金など)については、その性質上、対応負債とはならない。
- 上記のほか、公益信託においては基本的に想定し難いが、資産との対応との関係が明らかでない負債(引当金を除く。)がある場合について、個別対応方式(公益信託規則第36条第6項)及び簡便方式(同条第7項)がある。詳細は、公益認定等ガイドライン第5章第1節第3の2(2)ア及びイを参照。

(3) 公益信託事務継続予備財産と受託者の公表事項について(公益信託法第17条第2項及び第3項、公益信託規則第35条及び第37条)

- 使途の定まっていない財産のうち、「災害その他の予見し難い事由」が発生した場合においても公益事務を継続的に行うために必要な限度において保有する必要がある財産を「公益信託事務継続予備財産」(以下「予備財産」という。)と定義しており、予備財産については使途不特

定財産額の保有制限の算定対象には含めない²⁷(使途不特定財産額から控除する)こととしている。

- その上で、それぞれの公益信託において予備財産が必要な事情、必要な財産の額等は様々であるため、一律に予備財産の保有目的や上限額等を法令で定めることはせず、各公益信託において合理的に説明できる額の財産を保有できることとしている。一方で、使途不特定財産規制の趣旨に反するような蓄財が予備財産としてあってはならず、また、公益信託事務の内容、社会環境等の変化によっては予備財産が不要となることも想定されることから、継続的に説明責任を全うする必要がある。
- したがって、予備財産を保有する公益信託の受託者は、毎信託事務年度終了後、予備財産の要件である以下ア～ウについて、それぞれの要件を満たしていることを、インターネットの利用その他の適切な方法で自ら公表する必要がある。これらの情報が記載された書類は、定期提出書類の一部として、行政庁に提出され、行政庁は予備財産の必要性を継続的に確認する。なお、この制度は公益法人制度と整合的に運用することとしており、事例などについては、公益認定等ガイドラインを参照。

ア 予備財産を保有する必要性があること

- 予備財産の要件として、第一に「当該公益信託事務の内容、信託財産及び収支の状況、災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益信託事務の継続が困難となる事態、当該事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うための平時の取組の状況その他の事情に鑑み、当該事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うための資金を保有する必要性があること」が規定されている(公益信託規則第35条第1号)。

イ 予備財産の限度額が算定されていること

- 予備財産の要件として、第二に「前号(上記アの要件)に規定する事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うために必要な限度額が算定されていること」が規定されている(公益信託規則第35条第2号)。
- 「予見し難い事由」の継続期間や規模の大きさ等を事前に想定し必要となる資産の額(限度額)を厳格に算定することは当然困難である。したがって、上記アの必要性や公的機関等にお

²⁷ なお、予備財産はあくまで非常事態のために予備として保有しておく財産であるため、毎年度定期的に一定の活動の実施に向けて積み立てるような性格の財産ではない。したがって、予備財産の額は使途不特定財産規制では考慮されるが、中期的収支均衡・公益事務割合の算定上は考慮されない(要素として登場しない)。

ける各種検討結果・研究内容、過去に発生した類似の事例を基に、社会通念に照らして不合理でない程度の説明・限度額の算定がされていると判断できれば足りるものとする。

ウ 予備財産額が限度額を超過していないこと(説明略)

3 使途不特定財産の保有上限額の算定等

(1) 保有上限額の算定方法<原則>(公益信託規則第34条第1項本文)

- 使途不特定財産額の保有上限額となる額は、原則として、前信託事務年度までの過去5年間の各年度の公益信託事務の費用相当額の平均額としている。5年分の平均とするのは、単年度の数値だけで保有上限額を決定した場合、突発的に公益事務の実施費用が急激に増加又は減少した場合に、保有上限額も急変し安定性に欠けるためである。
- 具体的には、以下の計算式のとおりに。

$$\text{○保有上限額} = \frac{\text{各信託事務年度の } i \text{ の額の合計額}}{\text{信託事務年度数}}$$

i 各信託事務年度の公益信託事務費相当額(※1) = Aの合計額 - Bの合計額

A = 「損益計算書に計上すべき合計費用額」 + 「商品又は製品譲渡時の原価額」
+ 「公益充実資金の積立額(資産取得等に係る部分を除く。計算方法は、第2
(2) 公益事務割合の調整力の費用額算入の算定式に同じ。)」

B = 「引当金の取崩額」 + 「財産譲渡時の損失、評価損、運用損失」 + 「公益充実資金の取崩額(資産取得等に充てた額を除く)」

(※1) 期間が1年でない信託事務年度については、「Aの合計額 - Bの合計額」を
信託事務年度の月数で割って12を掛けた額とする。

(2) 保有上限額の算定方法<特例>(公益信託規則第34条第1項ただし書及び第2項)

- 公益信託事務の規模が急速に拡大しているような公益信託の場合は、上記①の<原則>による算定方法によれば、公益信託の現在の規模に応じた財産を確保できない事態も生じ得る。このため、当該信託事務年度又は前信託事務年度の数値を基礎とした方が、公益事務の規模を測る指標として合理的である場合、保有上限額を以下の計算式で算定することができることとするものである。

$$\text{保有上限額} = \text{当該信託事務年度又は前信託事務年度の上記Aの合計額} \\ - \text{当該信託事務年度又は前年度のBの合計額}$$

- この算定方法を採用する場合、受託者の意思決定で原則よりも保有上限額を高くすることから、その事情が対外的にも明らかになるよう、その事情(合理的な理由)について、使途不特定財産額に関する数値及びその明細を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第5号)で開示しなければならない。

(3) 過年度の公益信託としての事務実績がない場合の調整

【過年度の公益信託としての事務実績がない場合の調整】

- 新たに公益信託認可(移行認可を含む)を受けた公益信託は、公益信託としての活動実績がある分について、上限額算定の基礎とする。
- (例) 令和8年度に認可(移行認可を含む)された公益信託における令和10年度の上限額算定については、令和8年度の公益事務実施費相当額＋令和9年度の公益事務実施費相当額の平均額(実績がある2年分の平均額)とする。
- なお、公益信託認可を受けた最初の信託事務年度においては、算定の基礎となる実績が存在しないため、当該年度の公益事務実施費相当額を保有上限額とする。

4 公益信託認可申請時の確認

- 公益信託認可申請時には、収支予算書の対象信託事務年度に係る見込額及び公益信託認可基準に適合することを説明した書類を基に、使途不特定財産規制に適合することが見込まれるものを審査する。

第2節 情報開示

第1 財産目録等の備置き・閲覧、公表等(公益信託法第20条及び第21条)

- 公益信託は、公益法人と同様、不特定かつ多数の者の利益のために公益事務を行うものであり、委託者や寄附者、信託管理人等の公益信託の関係者をはじめ広く国民に対して情報開示を行い、透明性の高い事業運営を行うことが求められる。情報開示は、ステークホルダーや国民によるチェックの前提であり、受託者が説明責任を十分に果たすことで、公益信託の適切な運営が確保されることが期待される²⁸。
- また、情報開示の充実により、公益信託の運営状況や公益事務の実施状況等を具体的に把握できるようになるため、公益信託に対する企業や国民からの寄附等の支援が促進されることが期待される。
- 以上のことから、公益信託においては、次の書類を「財産目録等」として、何人も閲覧等を請求することができる(正当な理由がない限り拒むことができない)とするとともに、行政庁において公表することとしている。
 - ・ 公益信託の基本文書として、信託行為の内容を証する書面
 - 1 公益信託法第20条第1項に規定する書類(毎信託事務年度の開始前に作成する書類)
 - 2 公益信託法第20条第2項に規定する書類(毎信託事務年度終了後3か月以内に作成する書類)
 - 3 信託法第37条第1項及び第2項に規定する書類(信託帳簿、計算書類及び信託概況報告)
- これらの書類のうち、(1)の書類は、当該信託事務年度の末日まで、(2)の書類は5年間、受託者の事務所(受託者が法人である場合はその主たる事務所)に備え置く必要がある(公益信託法第20条第1項及び第2項)。また、(3)の書類については、作成後10年間保存しなければならない²⁹(信託法第37条第4項及び第6項)。これらの書類は、電磁的記録として作成することができる(公益信託法第20条第3項及び信託法第37条第1項・第2項)。
- 備置きされた書類は、行政庁に提出しなければならず(公益信託法第21条第1項)、行政庁において公表される(行政庁における公表の際に個人情報の秘匿等は行わない。)。このことを前提に、受託者は、行政庁への提出書類に個人情報を記載する場合には本人の了解を得るなど、個人情報の適切な取扱いに留意する必要がある。

²⁸ 公益信託法第20条に定めるもののほか、信託管理人は信託法第37条第5項に規定する信託事務処理関係資料等(信託財産の処分に係る契約書等)をも閲覧・謄写することが可能であり、一般の利害関係者も信託法第37条第2項に規定する貸借対照表、損益計算書等について閲覧・謄写することが可能である。

²⁹ なお、信託法第37条第1項及び第2項に規定する書類については、公益信託法第20条第1項及び第2項による備置きの義務がある書類ではない。

1 信託事務年度開始前に作成・備置きする書類(公益信託法第20条第1項)

○ 公益信託法第20条第1項は、信託事務年度開始前³⁰に作成することが求められる書類として、当該信託事務年度において実施する事業計画書等を定めている³¹。これらの書類は、公益信託において実施される予定の公益事務の内容や公益信託の運営方針を、予めステークホルダーや国民に明らかにするものがある。事業計画書等を変更した場合には、変更後の書類が備置き及び閲覧請求の対象となる。

○ 事業計画書及び収支予算書については、信託管理人の承認を受けなければならない。事業計画書及び収支予算書の変更についても同様である³²(公益信託規則第44条)。

これは、一の信託事務年度開始前から終了後までの公益信託のガバナンスとして、受託者が

(1) 毎信託事務年度開始前に、公益信託における公益事務の計画を、その裏付けとなる予算(資金調達・設備投資を含む。)とともに策定して信託管理人の承認を得る

(2) (1)で策定した事業計画書を踏まえて公益事務を実施し、信託管理人等は事業計画等により事業の進捗状況を確認する(確認を受けた上で、受託者は必要に応じて事業計画書及び収支予算書を修正する)

(3) 信託事務年度終了後に提出する計算書類及び信託概況報告において、事業計画を踏まえた事業の実施状況を記載することで、受託者としての説明責任を果たす

という毎年の業務プロセスを公益信託の関係者や国民に示すことで、公益信託の透明性を高め、寄附等の支援を考える企業や国民の利便性の向上に資するものである。

○ 信託事務年度開始前に作成すべき書類の具体的な内容は、公益信託規則第39条第1項に定められている。以下、一覧で示す。

=====

【信託事務年度開始前に作成する書類】

ア 事業計画書(公益信託規則第39条第1項第1号)

イ 収支予算書(同項第2号)

ウ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(同項第3号)

※ウは特定資産公益信託の場合不要

エ 信託事務年度開始の日における「公益事務の種類及び内容」及び「受託者及び信託管理

³⁰ 公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度では、認可後遅滞なく作成する必要がある。

³¹ なお、事業計画書等を変更した場合は、変更後の書類が備置き・閲覧請求等の対象書類となる。

³² 公益法人制度において、事業計画書及び収支予算書の策定・改定は、法人の「業務執行の決定」として理事会において決定される必要があると解されるが、法令上は自明ではない。公益信託においては、そのガバナンスを明らかにし、透明性を確保する観点から、規則上、明確にされている。

人に関する信託行為の内容」を記載した書類(同項第4号)

※④は既に作成・備置きをされている前信託事務年度開始時点での書類の内容から変更がない場合には、前信託事務年度開始時点で作成・備置きされている書類を「当該信託事務年度開始前までに作成・備置きした書類」として取り扱う。

=====

ア 事業計画書(公益信託規則第39条第1項第1号)

- 事業計画書は、当該信託事務年度に行う公益信託事務の具体的内容や実施方法を記載するほか、翌年度以降、公益事務の拡大・縮小又は終了の予定がある場合には、公益事務の拡大・縮小又は終了に至る公益信託事務の計画を記載する。
- 信託行為及び公益認可申請書において各公益事務について抽象的・包括的に記載している場合、事業計画書においてはその具体的な実施方法(公益信託事務該当性を確保するための取組を含む。)、規模等について記載しなければならない。申請書において、事業計画書に記載する旨を定めた事項については、必ず記載する。また、申請書において規程、要綱等において定めることとしている場合には、当該規程(規程の変更があった場合は変更箇所が分かる書類を含む。)、要綱等を添付しなければならない。要綱等について、各公益信託に係るHPにおいて公表されている場合には、当該HPのアドレスを記載することで足りる。
- このほか、資産運用の方針その他信託財産の管理等³³について、信託行為に具体的に定められておらず、公益信託のガバナンスに委ねられている場合には、方針等(方針を変更する場合は、変更内容及びその理由を含む。)を記載する。
- 公益信託は、信託行為の内容、事業計画書及び収支予算書の内容踏まえて、公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務が処理される見込みであることが求められており、公益信託事務の内容に大きな変更が予定されている場合には、その内容(方針を変更した場合は変更内容及びその理由を含む。)について、財務的に実現可能であることについての説明と併せて記載する。なお、中長期的な予測に関しては明らかに不合理なものでなければよいところ、確定的・具体的な記載を求めるものではない。また、翌年度以降も同様の公益事務を行うことを予定している場合には、記載は不要である。

イ 収支予算書(公益信託規則第39条第1項第2号)

- 当該信託事務年度の計画を予算面から裏付ける書類として、合同命令第31条の規定の例

³³ 第3章第1(13)イで、特定資産公益信託において多額の追加信託や第三者からの多額の寄附があった場合には必要に応じて事業計画書を改訂する旨記載しており、特定資産公益信託でない公益信託の場合でも、多額の追加信託等があれば必要に応じて事業計画書の改訂が求められる。

により、経常収益、事業費、管理費、経常外収益及び経常外費用に分けて区分する。公益事務の内容等に即して、適宜、細目を設ける。

- 特定資産公益信託であって、合同命令第19条第3項の規定により収支決算書を作成する公益信託においては、収支予算書と収支決算書の対応を容易に比較できるよう、収支決算書の区分に沿った区分を設け、収入及び支出の見込みを明らかにする。

ウ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(公益信託規則第39条第1項第3号)

※特定資産公益信託の場合不要

- 公益信託において、資金調達(借入)や設備投資(固定資産の取得)の見込みがある場合、上記②の損益ベースの収支予算書においてはこれらの内容について明らかにしないため、記載を求めるものである。
- 具体的には、資金調達の見込みについては、当年度における借入・予定の有無、借入先、金額及び使途などを、設備投資の見込みについては、当年度における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)について、予定の有無、支出又は収入の予定、資金調達方法又は取得資金の使途について記載する。なお、設備投資の見込みについては、財産の価額、総資産に占める割合、財産の保有目的等を考慮の上、「重要な設備投資」であると判断するものについて記載を求めることとする。また、財源の見込みとして、公益充実資金を取り崩して使用する場合はその旨、借入金等による場合はその旨を明らかにする。
- 借入金による資金調達や、重要な設備投資は公益信託の運営において極めて重要な意思決定であり、これらを行う予定がある場合には、当該書類について、信託管理人の承認を得ておくことが望ましい。
- なお、特定資産公益信託においては、借入による資金調達や設備投資は想定されないため、この書類の提出は求めないこととしている(公益信託規則第39条第1項柱書括弧内)。それ以外の公益信託でも、借入や設備投資を行う予定がないものは多いと考えられる³⁴。この場合には、この書類の作成は不要であり、行政庁への提出に当たっては、様式第5号の書面において、該当がない旨明らかにすれば足りる。

エ 信託事務年度開始の日における「公益事務の種類及び内容」及び「受託者及び信託管理人に関する信託行為の内容」を記載した書類(公益信託規則第39条第1項第4号)

- 「公益事務の種類及び内容(公益信託法第7条第2項第4号)」及び「公益信託に係る信託行為の内容に関する事項(同項第5号)」は、公益信託認可の申請書に、受託者が関係者の了解の下で記載したものであり、当該記載を前提に、公益認可がなされた事項である。申請書

³⁴ 公益信託の規模、公益事務の内容に照らして重要性の乏しいものは記載を要しない。

の記載に従って公益事務を実施する必要があり、これに従わず実施されることがあっても、それは公益事務とは言えない。

- 行政庁が公益信託の認可をしたときは、その旨が公示される(公益信託法第11条)が、これだけでは、公益認可を受けた「公益事務の種類及び内容」「公益信託に係る信託行為の内容に関する事項」の詳細が明らかになるわけではない。そこで、公益信託の透明性を確保するとともに、その公益事務及び公益信託のガバナンス等に関して公益信託関係者及び国民のチェック機能を高める観点から、これらについても開示対象としている。
- これらの書類について、変更を行う際には、変更認可又は変更届出の手続が必要であり、変更があったときは、変更後の書類を備置き及び閲覧等の対象の文書として取り扱う。
- なお、法人の経営判断により公益目的事業の柔軟な展開が想定される公益法人と異なり、受託者が、信託行為に従って公益事務を実施する公益信託においては、認可申請時に提出した「公益事務の種類及び内容」や「公益信託に係る信託行為の内容に関する事項」が頻繁に変更される蓋然性が低いと考えられる。したがって、④の書類も法令上毎信託事務年度の開始までに作成・備置きする書類とされているものの、当該年度開始の時点で現に作成・備置きをしている書類の内容から変更がない場合には、同一の文書を改めて作成し、行政庁への提出等を行わなくても済むよう措置されている(公益信託規則第39条第2項)。

(備考)公益認可を受けたあと遅滞なく作成・提出する書類について

公益信託の認可を受けた日の属する信託事務年度については、「当該公益信託認可を受けた後遅滞なく〔中略〕事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成」することとなっている(公益信託法第20条第1項括弧書き)。この場合、公益信託認可申請書にウの文書は添付されていないため遅滞なく作成(作成の必要がある場合に限り)し、行政庁に提出することになる。ウ以外の文書は、公益信託認可申請書において提出された資料を流用すれば足りる(公益信託認可申請時から修正があれば、修正の上再度提出する必要がある)。

公益信託においては、申請書に添付した事業計画書及び収支予算書並びに申請書の記載内容が、公益信託認可を受けた初年度の事業計画書及び収支予算書並びに申請書の記載内容と異なることは想定し難いが、何らかの理由により修正等が必要な場合には、修正後の書類を遅滞なく作成し、提出等を行う必要がある。

※ 公益信託の認可の日より後に公益信託の効力が発生する場合には、原則に従い、信託事務年度開始前に書類の作成・提出が必要となる。なお、公益信託の認可の日と公益信託の効力が発生する日が近接している場合には、柔軟に対応する。

2 信託事務年度終了後に作成・備置きする書類(公益信託法第20条第2項)

- 公益信託法第20条第2項は、信託事務年度終了後3か月以内³⁵に作成することが求められる書類として、信託財産に係る財産目録や受託者等名簿、公益信託報酬の支払基準等を定めている。これらの書類は、過去5年間の公益信託の活動実績等について透明性を確保するために、備置及び公表等の対象となっている。
- 3に記載する書類と併せ、公益信託の実績等について、委託者等を含むステークホルダーに説明責任を果たすことは、公益信託のガバナンスを確保する上で重要であるとともに、寄附等の支援を考える企業や国民の利便性に資するものと言える。
- 信託事務年度終了後に作成し、備え置くことが求められる書類(このほか、3の書類がある)を、以下一覧で示す(受託者の属性等に応じて作成の必要がある書類に差異がある)。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

【信託事務年度終了後に作成する書類】

(1)信託財産に係る財産目録(公益信託法第20条第2項第1号)(※3)

(2)受託者等名簿(受託者及び信託管理人の氏名又は名称及び住所を記載したもの、同項第2号)(※1、※3)

(3)公益信託報酬の支払基準を記載した書類(同項第3号)(※1、※3)

[以下④～⑪は公益信託法第20条第2項第4号で規定する「内閣府令で定める書類」]

(4)受託者に関する以下(イ～ホ)の事項を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第1号)(※2、※3)

ア理事、取締役、監事、監査役の数その他の役員に関する状況

イ貸借対照表の要旨その他の財務に関する状況

ウ職員又は従業員の数その他の状況

エ寄附行為、定款、規則その他の基本約款に関する事項

オ当該受託者の職業に関する事項

(5)公益信託事務に関する以下(ア～カ)の事項を記載した書類(同項第2号)(※3)

ア寄附を受けた財産の額

イ金融資産の運用収入の額

ウ資産、負債及び期末純資産の額

エ他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の公益信託規則第9条で定め

³⁵ 公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度では、認可後遅滞なく作成する必要がある。ただし、この場合作成する必要がある書類は【信託事務年度終了後に作成する書類】※2にあるとおり、一部作成不要な書類が存在する。

る財産についての保有の有無

才関連当事者との取引に関する事項及びその明細

カ海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無

(6) 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(同項第3号)(※3、※4)

(7) 公益事務割合に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(同項第4号)(※3、※4)

(8) 使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(同項第5号)(※3、※4)

(9) 公益充実資金について、公益信託規則第23条第1項第2号(公益充実資金に関する積立限度額及びその根拠等)に掲げる事項を記載した書類(同項第6号)(※3、※4)

(10) 公益信託事務継続予備財産について、その限度額及び算定根拠並びに保有理由を記載した書類(同項第7号)(※3、※4)

(11) 指定寄附資金について、広く一般に募集されたものである場合か否かに応じて公益信託規則第36条第4項の規定により備置き、閲覧等の措置が講じられるべき事項について記載した書類(同項第8号)(※3、※4)

※1…(2)及び(3)の書類については、1(4)の書類と同様に、既に作成・備置きをされている書類の内容から変更がない場合には、当該書類を「当該信託事務年度終了から3か月以内に作成・備置きした書類」として取扱うことができる。

※2…(4)の書類の内容がHPで公表されている場合は、そのHPアドレスを記載した書類を提出することで代替することができる。

※3…公益信託認可を受けた信託事務年度にあつては、(1)～(3)の書類が「認可後遅滞なく作成する」必要がある対象になる。

※4…特定資産公益信託については、(6)～(11)の書類について作成不要。

=====

(1) 信託財産に係る財産目録(公益信託法第20条第2項第1号)

○ 公益信託において、どのような財産が保有・供用されているのか明らかにするため、財産目録の作成・備置き等を義務付けることとしている。財産目録は、全ての資産及び負債について、その名称、場所・物量等、使用目的、価額等を詳細に表示するものである必要がある。

財産目録は、公益信託規則第43条に従い、資産の部(流動資産及び固定資産)及び負債の部(流動負債及び固定負債)に区分しなければならない。各適当な項目に細分することができる。また、公益目的保有財産、公益充実資金又は指定寄附資金(第1節第3(2)①ウ参照)

を有する場合は、これを他の財産と区分して表示する(合同命令第43条第3項)とともに、使用目的等の欄に公益目的保有財産、公益充実資金又は指定寄付金であることを明示しなければならない。具体的な物量等や使用目的が、貸借対照表の注記に記載されている場合には、当該記載を明らかにすることで、物量等及び使用目的等の記載を省略できるものとする。このほか、信託行為により処分等が制限されている財産である場合には、使用目的等の欄にその旨を明示するものとする。

(2)受託者等名簿(公益信託法第20条第2項第2号)

- 公益信託が、どのような者によって運営されているかを明らかにするため、受託者等(受託者及び信託管理人を指す)の氏名及び住所を記載した名簿の作成・備置きを義務付けている。これらの者に関しては、公益信託認可基準(公益信託法第8条第2～3号及び第5号)適合性や欠格事由(同法第9条第1号及び第2号)非該当性等について、国民によるチェックの対象とする観点からも、透明性の確保が求められる。
- なお、個人情報保護の観点から、個人である信託管理人の住所については、開示等の義務の対象とはしていない(公益信託法第20条第5項及び第21条第2項)。受託者の住所については、当該住所において各種書類を備え付け、閲覧請求に応じる必要があるため、受託者が個人である場合にもその住所(自宅住所ではなく、受託者の事務所等の住所を記載して、当該箇所での閲覧請求等に対応することとしても問題ない)を開示する必要がある。

※ 現行の内閣府のシステムにおいて住所を開示対象から除外する対応ができないため、行政庁への提出については、作成義務のある受託者等名簿に加え、受託者以外の住所を除外した受託者等名簿の提出を求めている。住所等を記載した受託者等名簿を作成すると、自動的に受託者以外の住所が除外された受託者等名簿が作成される仕組みになっているため、これら2種類の名簿を一緒に提出する。

(3)公益信託報酬の支払基準を記載した書類(公益信託法第20条第2項第3号)

<第3章第1の10(1)参照>

[以下(4)～(11)は公益信託法第20条第2項第4号で規定する「内閣府令で定める書類」]

(4)受託者に関する以下ア～オの事項を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第1号)

- 現に信託財産を管理し、公益事務を実施するのは受託者であり、公益信託の透明性を確保するためには、受託者本人についての透明性を確保することが不可欠である。受託者の住所及び氏名については、受託者等名簿により明らかにされるが、受託者がどのような組織や規模で、どのような活動を行い、どのような経済基盤を有しているかは、公益信託の透明性を確保

する上でも、公益信託に寄附等を考える国民にとっても重要である。これらの情報は、受託者の経理的基礎及び技術的能力(公益信託法第8条第2号)、継続処理能力(同条第4号)、特別の利益を与えるような運営がなされていないか(同条第5号及び第6号)等の観点から、公益信託の運営をチェックする上でも重要な情報である。

一方、公益信託の受託者は、「受託者」としての肩書き以外でも、法人や個人として活動しており、公益信託の「受託者」としての透明性の確保に当たっても、受託者の法人としての競争上の利益や、個人情報保護にも配慮することが求められる。

以上を踏まえ、受託者が「法人その他の団体」である場合にはア～エの事項について、受託者が個人である場合はオの事項を記載した書類を作成することとしている。

なお、受託者が複数存在する場合は、全ての受託者について、その属性に応じて以下の事項を記載した書類を作成する必要がある。

【法人その他の団体の場合】

ア 理事、取締役、監事、監査役の数その他の役員に関する状況

公益信託の受託者である団体が、どのような者によって運営されているかを明らかにするため、受託者である法人等の役員³⁶の役職及び氏名について情報開示の対象とする。

イ 貸借対照表の要旨その他の財務に関する状況

受託者がどのような経済基盤を有し、どのような経済活動を行っているかを明らかにするため、受託者の貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告を情報開示の対象とする。ただし、受託者の競争上の利益その他の事情に鑑み、貸借対照表及び損益計算書を開示することが適切ではないと受託者が判断する場合には、他の法令において当該書類の開示が義務付けられている場合及び次に掲げる場合を除き、貸借対照表の要旨として差し支えないものとする。なお、受託者が株式会社の場合は、会社法及び会社計算規則の規定として、貸借対照表の要旨のみを公告する場合は損益計算書に本来記載されるべき当期収益費用差額を付記しなければならないこととされており(会社法第440条第2項及び会社計算規則第142条)、公益信託における貸借対照表の要旨についても同様に当期収益費用差額の付記を求めることとする。

貸借対照表の要旨を開示対象の書類としたときは、行政庁への書類の提出に当たり、貸借対照表及び損益計算書の本表を添付する必要がある(この場合、貸借対照表等の本表

³⁶ 当該団体の業務を執行する役員(これに類する者を含む。)については、特別の利益を与えてはならない対象とされている(公益信託令第1条)。

は公表されない。)。

なお、受託者によっては、公益事務と、受託者の固有業務とを一体的に実施している場合が想定される。この場合には、受託者として利益相反行為が行われるおそれがあるほか、一体的に実施される受託者の活動について透明性が確保されている必要がある。したがって、公益事務と固有業務とを一体的に実施している場合には、貸借対照表及び損益計算書(附属明細書を含む)並びに事業報告を必ず開示対象の書類としなければならない。ただし、公益信託の透明性確保が開示を求める趣旨であることに鑑みて、これら書類の中に、公益事務と何ら関係がないことが明らかな部分があれば、当該部分については開示対象外とすることができるとする。)。

ウ 職員又は従業員の数その他の状況

受託者である団体の規模や事務処理能力等を明らかにするため、職員・従業員の数を情報開示の対象とする。なお、受託者である団体が他の法令等の規定により作成している資料に職員・従業員数が記載されていればその資料で足りることとするほか、人数が100人を超えるような法人等については、この(ハ)の資料を作成するためだけに1人単位までの把握は必要ではなく、概数での記載で良いこととする。

エ 寄附行為、定款、規則その他の基本約款に関する事項

受託者である団体の目的や組織・ガバナンスを明らかにするため、寄附行為、定款、規則等法人等の基本約款について、情報開示の対象とする。

【個人の場合³⁷⁾】

オ 当該受託者の職業に関する事項

受託者が個人である場合、受託者の職業は受託者がどのような者であることを示す要素と考えられることから、開示対象とする。なお、「職業に関する事項」としてどこまでの情報を記載するかは、原則として受託者の自己申告に委ねるが、例えば土業の免許を有していないにも関わらず土業であると虚偽の記載をしたような場合には、罰則の対象となる。

³⁷⁾ 個人が受託者である場合も、法人が受託者である場合の(ロ)に相当する書類として、財産目録等の提出時に「当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする書類」を添付する必要がある(公益信託規則第49条第1項第1号)が、個人情報保護の観点から開示対象とはならない。

また、受託者に対する誤解を招くおそれのある記載は、公益信託への寄附募集という観点で、公益信託規則第38条第3号違反にもなり得ることに留意する(寄附の募集に関する禁止行為については第3節第2参照)。

(5)公益信託事務に関する以下ア～カの事項を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第2号)

- 公益信託事務の実施状況について、その透明性を高める観点から、以下ア～カの事項について、作成・備置き等の対象とする。

ア 寄附を受けた財産の額

当初寄附のみならず、追加信託分の寄附額も含まれる。

イ 金融資産の運用収入の額

ウ 資産、負債及び期末純資産の額

公益信託における財産の状況について、他の情報と併せて公益信託事務に係る基本情報を国民に分かりやすく、一覧性をもって示す観点から、書類の作成・備置きを求め、情報開示の対象とする。なお、今後、デジタル化を進める中で、受託者の負担軽減に取り組むことが求められる。

エ 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の公益信託規則第9条で定める財産についての保有の有無

公益信託認可基準(公益信託法第8条第5号及び第6号)の適合性について、国民によるチェックの対象とする観点からも、透明性の確保が求められる。なお、上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とする。

オ関連当事者との取引に関する事項及びその明細

公益信託の運営において、公益信託令第1条に定める公益信託の関係者に「特別の利益」を与えることは許されない。そうした公益信託の関係者との取引については、透明性を確保する必要性が高いことから、これらについて毎年度、開示の対象としている。

なお、公益法人制度においては、会計基準(運用指針)において該当する取引は計算書類に注記しなければならないことを明らかにするとともに、関連当事者の定義、明細書に記載すべき事項などが定められている。

関連当事者との取引に関する情報は、財務報告を補完するものであり、公益信託制度においても、計算書類に注記し、一体のものとして信託管理人の承認を受けることが望ましい。なお、計算書類に注記されている場合には、オに係る書類として別に作成する必要はない。

=====

【(ア)関連当事者の範囲】

○ 関連当事者とは、以下のものをいう。なお、公益信託の透明性を確保するため、受託者等の判断により、関連当事者の範囲を拡大することは差し支えない。

①当該公益信託の委託者、受託者及び信託管理人

② ①に掲げる者が個人の場合、その近親者等

※ 近親者等：配偶者（事実婚を含む。）及び三親等内の親族並びにその財産によって生計を維持する者をいう。

③ ①に掲げる者が団体の場合、

・当該団体の業務を執行する役員（これに類する者を含む。）及びその近親者等

・委託者又は受託者が団体である場合に、その子法人及び親法人

（注1）子法人とは、委託者又は受託者である団体が、その財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（※）における当該他の法人とする。

（注2）親法人とは、一の者が委託者又は受託者である団体の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（※）における当該一の者とする。

（※）「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、支配する法人等が、被支配法人の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。）における

・議決権の過半数を有する場合

・当該意思決定機関の構成員の総数に対するイ～ハに掲げる者の数の割合が50%を超える場合

(i) 支配法人等の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員

(ii) 支配法人等によって当該構成員に選任された者

(iii) 当該構成員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であった者

【(イ)関連当事者との取引に含まれない事項】

○ 関連当事者との間の取引には、次の取引は含まれない。

①一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

②当該公益信託の受託者又は信託管理人に対する信託報酬の給付

③当該公益信託に対する寄附（信託を含む。）

【(ウ)関連当事者との取引として記載が不要な事項】

○ 公益信託においては、公益信託のガバナンスにおいて、信託目的のために必要な支出とされたもののみを行うことが可能である。関連当事者であるか否かに関わらず、寄附その他の特別の利益を理由なく与えることは、金額の多少にかかわらず許されるものではない。

そのうえで、関連当事者との取引のうち、一定規模を超えるものについて、ステークホルダーがチェックできるようにすることで、より一層の透明性の確保を図るものである³⁸。

○ 当該年度において、関連当事者との取引の総額が100万円(公益信託の経常費用の額の十分の一の額が100万円を下回る場合にあっては経常費用の額の十分の一の額)を下回る場合、及び関連当事者との取引等について、その科目の期末残額が100万円を下回る場合における当該取引については、重要性が乏しい事項であるため、関連当事者との取引としての記載を求めない³⁹。

※ 取引は、資金貸借取引、有形固定資産又は有価証券等の売買取引、債務保証・担保提供等に係る取引を含む。

【(エ)関連当事者取引における記載事項】

○ 法人の名称又は個人の属性

※ 属性:委託者、受託者又は信託管理人の近親者等、受託者の役員 など

○ 法人の住所(個人の住所は不要)、法人と公益信託の関係(受託者、受託者の子法人など)

○ 取引の内容、取引金額、科目及び期末残高

=====

カ 海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無

公益信託が、テロ資金の供与に利用されることがあってはならず、特に海外送金等を行う場合には、その透明性を確保するとともに、リスク低減対策を取ることが求められる。こうした観点から、公益信託において海外送金の有無、テロ資金供与等のリスク低減対策の実施の有無を情報開示の対象とする。なお、海外への送金の当該信託事務年度の合計金額が100万円を超えず、かつ下記(ア)～(ウ)の活動を行っていない場合には海外送金を行っていないとして差し支えない。

リスク低減対策としては、内閣府が特定したリスクのある活動(下記(ア)～(ウ))に応じた対策が取られているか否かを記載する⁴⁰。なお、公益信託において受託者は、個々の事務や取引にお

³⁸ 現実問題として、委託者や受託者が大きな法人である場合などには、「関連当事者」が多数に上り、誰が関連当事者であるかを継続的に把握すること自体が大きな業務負担となることも想定される。

³⁹ 計算書類の注記として、公益目的保有財産や保証債務等について開示が必要としている。また、信託概況報告において、利益相反取引等について記載を求めている。

⁴⁰ (ア)～(ウ)に掲げる個別の措置が執られているかではなく、全体として必要なリスク低減対策が執られているかで判断する。(ア)～(ウ)の複数に該当する場合も同じ。

けるリスクの大きさに応じて、自らが直面するリスクを低減させるための措置を実施する必要があり、リスクが高い場合には、より厳格な対応が求められる一方で、リスクが低いと判断される場合には、より簡素な措置を行うことが許容される。さらに具体的な内容については、公益法人制度における「公益法人におけるテロ資金供与対策について」(令和4年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室)や、信託全般のマネーロンダリング対策について定めた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画(2024-2026年度)」(令和6年4月17日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定)を参照することとする。

=====

(ア) テロ行為にさらされている地域やその周辺⁴¹で活動する場合

- ◎ 公益信託事務を実施している国・地域及びその周辺におけるテロ行為の発生状況を確認する。
- ◎ 現地での事務運営や事務実施に当たっての手續等を定める。
 - ・現地の協力団体や現地職員、事業の受益者の選定等に当たっては、テロ組織等との関わりがないことを確認。
 - ・現地での事務の実施状況について確認。
 - ・現地での金融機関の口座からの引き出しや経費の支出に当たっての手續を定める。
 - ・現地で目的外の資金等が悪用された(悪用される蓋然性が高い)場合の対応を定める。

など

(イ) 海外で公益信託事務を実施するため、事業者等への委託や助成等を行う場合

- ◎ 事務の委託先や助成団体、現地の協力団体等を選定する際の基準を設ける。
- ◎ 事務の協力団体や助成団体等の事務実施状況を実地に確認する。

(ウ) 相当量の資金を取り扱い、海外への送金や海外で現金の取扱いを行う場合

- ◎ 海外の送金先の口座等の確認を行う。
 - ・金融機関を介して海外送金を行う場合、送金先の国・地域の金融機関宛ての送金を行っても問題がないことを確認する。
 - ・海外の送金先の口座は、送金先団体等の正式な口座であることを確認する。 など
- ◎ 海外への資金送金や現金の移動を行った場合、相手側が受領したことを確認できる手段を持つ。

=====

⁴¹ 「テロ行為にさらされている地域やその周辺」の範囲については、最新の国際テロの情勢等を踏まえて判断する必要があるため、国際テロ情勢に係る動向を取りまとめている「国際テロリズム要覧」(公安調査庁)や、テロ情報を含めた各国の現地情勢を取りまとめている「海外安全ホームページ」(外務省)などの情報も踏まえて、事業の実施国・地域がテロ行為にさらされている地域やその周辺に該当するかどうかを確認することが重要である。

(6) 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第3号)

(7) 公益事務割合に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第4号)

(8) 使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(同項第5号)

(9) 公益充実資金について、公益信託規則第23条第1項第2号(公益充実資金に関する積立限度額及びその根拠等)に掲げる事項を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第6号)

(10) 公益信託事務継続予備財産について、その限度額及び算定根拠並びに保有理由を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第7号⁴²)

(11) 指定寄附資金について、広く一般に募集されたものである場合か否かに応じて公益信託規則第36条第4項の規定により備置き、閲覧等の措置が講じられるべき事項について記載した書類(公益信託規則第40条第1項第8号)

○ 財務規律の適合状況等について、透明性を確保する必要があるため情報開示の対象とする。それぞれの財務規律への適合性の基準等は第1節参照。

(公益充実資金及び公益信託事務継続予備財産)

公益充実資金については公益信託法第16条第1項及び公益信託規則第23条第1項第2号(第1節第1の3(1)イ参照)、公益信託事務継続予備財産については公益信託法第17条第3項及び公益信託規則第37条(第1節第3の2(3)参照)に規定する必要事項を公表する必要がある。公表が必要な情報が計算書類等又は(6)若しくは(8)の書類に含まれている場合には、(9)又は(10)の書類として改めて提出する必要はない。

(指定寄附資金)

指定寄附資金(第1節第3の2(1)ウ参照)については、

・ 広く一般に募集されたものである場合には、その旨、募集期間、受け入れた財産の合計額、募集の方法、募集に係る財産の使途として定めた内容、金銭以外のものがある場合にその金銭以外のものの内容(公益信託規則第36条第5項第1号)

・ 広く一般に募集されたものでない場合には、当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別(国若しくは地方公共団体又はこれの機関である場合にはこれらの名称)、受入日、受け入れた財産の合計額、当該財産を交付した者の定めた使途の内容、金銭以外のものがある場合の金銭以外のものの内容(同項第2号)

について、備置き、閲覧等の措置が講じられていることが必要である。

⁴² 同規則第37条に係る事項を記載した書類を指す。

〔補足〕 公益信託認可後遅滞なく提出する書類について（公益信託法第20条第2項括弧内）

公益信託認可を受けた信託事務年度（最初の信託事務年度が公益信託認可を受けた後の開始される場合を含む。）にあつては、公益信託法第20条第1項同様に、第2項に定める書類についても、遅滞なく作成する必要がある。ただし、この場合上記④～⑪の書類については当該公益信託における実績がないことから、「認可後遅滞なく作成する」書類からは除かれている（公益信託規則第40条第2項）。

3 信託法第37条第1項及び第2項に規定する書類(公益信託法第20条第4項)

- 公益信託においては、信託財産を活用した公益信託事務の実施状況及び信託財産の状況について、委託者、信託管理人、寄附者、取引関係者、行政庁など多様なステークホルダーに分かりやすく開示するため、受託者は、貸借対照表、損益計算書及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない(読替信託法第37条第2項・合同命令第18条第1項及び第24条第1項)

また、受託者は、信託事務に関する計算等を明らかにするため、信託財産に係る帳簿その他の書類(信託帳簿)を作成しなければならない(読替信託法第37条第1項)とされており、貸借対照表や損益計算書は、信託帳簿に基づき作成される(合同命令第28条、なお特定資産公益信託については、作成すべき書類等について、特例が定められている。)

これらの書類は、公益信託法第20条第4項の規定に基づく閲覧請求の対象とされるほか、同法第21条の規定に基づき、行政庁に提出され、公表される。

- 以下、(1)として信託法第37条第1項及び第2項に規定する書類について法令の枠組みを示した上で、(2)「信託概況報告」について、(3)以下で公益信託の財務報告について記載する。
- (3)は、特定資産公益信託を含む公益信託の会計全体の考え方・原則を、
(4)は、通常の公益信託の計算書類について、貸借対照表、損益計算書の順に、
(5)は、④の書類の基礎となる信託帳簿(読替信託法第37条第1項の書類)について、
(6)は、特定資産公益信託の特例について、
それぞれ記載する。

(1)法令の枠組み

- 読替信託法第37条に基づき、作成等が求められるのは、以下の書類である。

ア:信託帳簿

信託事務関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、内閣府令・法務省令で定めるところにより作成される「信託帳簿その他の財産」である(読替信託法第37条第1項。⑤参照)。

イ:財産状況開示資料

毎年1回、一定の時期に、内閣府令・法務省令で定めるところにより作成される、内閣府令・法務省令で定める書類である(読替信託法第37条第2項)。

原則、貸借対照表、損益計算書及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書(合同命令第24条第2項、第18条第1項)である。

特定資産公益信託については、収支計算書、財産目録及び信託概況報告とすることができる(合同命令第19条第1項、第3項)

ウ: 信託事務の処理に関する書類

信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類である。信託帳簿を作成するための補助簿など、いわゆる「会計帳簿」とされている書類の多くが含まれる。(5)参照)

- 受託者は、上記書類について、次の期間備置かなければならない。

信託法の規律 : ア・ウの書類は原則10年間⁴³(信託法第37条第4項・第5項)

イの書類は原則信託の終了日まで⁴⁴(信託法第37条第6項)

公益信託法の規律: ア・イの書類について5年間

- 上記書類については、次のとおり開示等を行う必要がある。

信託法の規律: ア・ウの書類について、信託管理人は、閲覧等を請求できる(信託法第38条)

公益信託法の規律: ア・イの書類について、

・何人も、閲覧等を請求できる(公益信託法第20条4項)

・行政庁に提出し、行政庁において公表される(公益信託法21条)

(2) 信託概況報告

- 信託概況報告は、公益事務の実施状況その他の公益信託の状況に関する重要な事項について報告するものであり、公益信託の計算書類又は特定資産の計算書類と併せて、公益信託の運営状況について、委託者・信託管理人・寄附者・取引関係者・行政庁といった多様なステークホルダーに分かりやすく開示するために作成するものである。
- 信託概況報告には、公益事務の実施状況その他の公益信託の状況に関する重要な事項について記載する必要がある⁴⁵(合同命令第19条第5項、第33条第1項)。

⁴³ 信託管理人に当該書類を交付等したときは、この限りではないとされている(信託法37条4項ただし書(第5項において準用する場合を含む)。なお、公益信託法の規律がかかるため、受託者は、アの書類について5年間は保存しなければならない。)

⁴⁴ 作成の日から10年間を経過した後において、信託管理人に対し当該書類等を交付等した場合には、この限りではないとされている。

⁴⁵ 私益信託においては、信託概況報告を含む信託として開示すべき資料(財産状況開示資料)について、「信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにするものでなければならず(信託計算規則4条)、当該資料は信託帳簿に基づいて作成しなければならない(同5条)」としており、信託財産の経済価値に着目した開示が想定されている。これに対し、公益信託においては、信託財産の経済価値に留まらない公益事務

- 信託概況報告は、受益者がいる一般の信託とは異なり、信託帳簿に基づき作成することとされていないが、財務報告に関連する事項については、その内容にもよるが、信託帳簿に基づき作成する必要がある。また、信託事務の処理に関して適切に記録することは当然に求められるところ、公益事務の処理に当たっては、信託法第37条第5項の規定に基づき、必要な書類を作成することが求められる。当該書類については、同法37条の規定に基づき、10年間保存しなければならない。また、同法第38条の規定に基づき、信託管理人による閲覧請求の対象となる。
- 信託概況報告には、公益事務の実施状況を記載する必要がある。具体的には、信託行為及び申請書に記載され、事業計画において具体的な実施方法や規模等が示された公益事務の実績(実際にどのように実施されたのか)を示す必要がある。その際には、事業計画に掲げられた内容との対応関係が分かるように記載する。公益事務の実績(規模、内容等)が事業計画と異なる場合は、異なる理由(年度途中で事業計画が変更された場合は、その理由)について記載する。合議制の機関を置く公益信託の場合は、当該合議制機関の活動状況(合議制機関による会議等の開催回数やその内容等)について記載する。ボランティアによる役務の提供を含め、無償・低廉な価格で資源の提供を受けて公益事務を実施した場合には、その内容等について記載することが望まれる⁴⁶。
- このほか、公益事務の実施に関する重要な事項を記載する。また、公益事務の質の改善の取組、公益事務の実績についての測定・評価(インパクト測定・マネジメント等)が行われている場合には、当該取り組みについても記載することが適当である。
- 当該年度における公益信託事務の実施に関して、次に掲げる事項について記載する。
 - ・公益信託に合議制の機関を置く場合には、その活動状況(開催回数やその内容等)
 - ・公益事務の質の改善に向けた取組みがあれば、その実施状況
 - ・公益信託事務の実施に当たり、利益相反行為(信託法第31条第1項各号)や競合行為(同法第32条第1項)が行われた場合には、その内容
 - ・公益信託において現物寄附に係るみなし譲渡所得課税の特例を受けるため必要になる行政庁の証明を受けた基金を有しており、その明細規程の制定・改廃(軽微なものを除く。)を行った場合は、その内容
- これら以外でも、信託の変更、信託関係者の変更その他公益信託における重要な変化があ

の実施状況を明らかにすることに重点が置かれており、信託概況報告において記載が必要な公益信託の状況に関する重要な事項に、公益事務の実施状況が含まれる旨が合同命令で明記されている。

⁴⁶ 計算書類において、無償又は低廉な価格での人的サービスや土地利用や事務所使用の無償提供については、恣意性を排除した測定に課題があることから、収益として認識することは適切ではない。

れば、その内容について記載する。

- 上記のほか、必ずしも「経営判断」を前提としない公益信託においては、公益法人⁴⁷と異なり、運営体制の充実を図るための取組を信託概況報告に記載する義務は課していないが、各公益信託において、公益事務の質の向上を図るためのガバナンスの改善や透明化の促進に取り組むことは重要であり、公益信託に対する国民の信頼を確保し、公益の増進及び活力ある社会の実現に向け、取組内容を信託概況報告において明らかにしていくことが望まれる。

(3) 公益信託の会計の考え方

(一般的な信託の会計に関する関係規定)

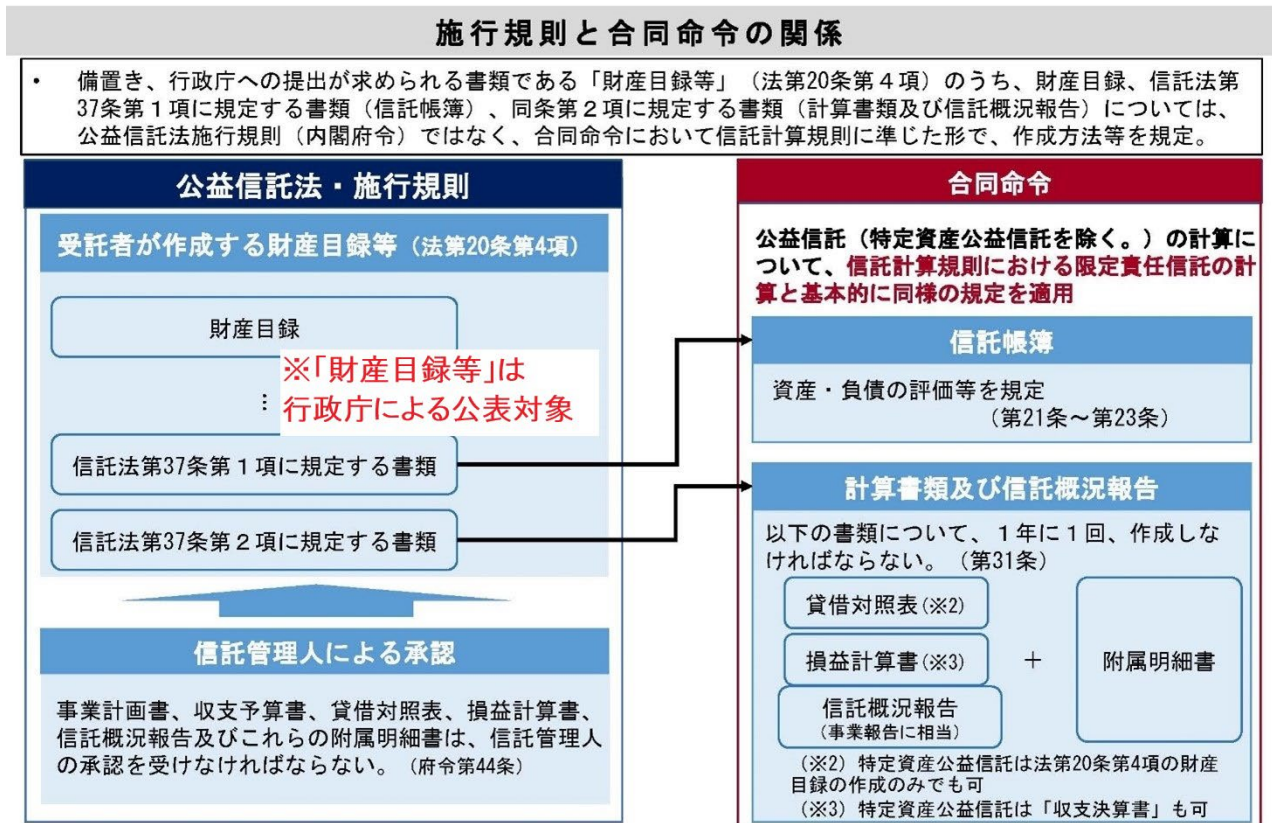
- 「信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うもの」(信託法第13条)とされ、受託者は、毎年1回法務省令で定める書類を作成する義務を負う(同法第37条第2項)。
- 信託法第37条第2項の書類は、「信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにするもの」とされ(信託計算規則(平成19年法務省令第42号)第4条第4項)、信託帳簿に基づいて作成」されなければならない(同条第5項)。
- なお、一般的な信託の計算(同法第37条)に加え、一般債権者の保護のために強行的な規律を置く限定責任信託の計算(同法第222条)について特例が定められている。

(公益信託の会計に関する関係規定)

- 公益信託に対しては、特別の規定がない限り信託法が適用される。会計に関しては、公益信託法第33条の規定により、信託法が法務省令(信託計算規則)に委任している事項について、内閣府令・法務省令に委任するとの読替等を行った上で、信託法の規定が適用され、合同命令において受託者が作成すべき書類やその作成方法について定められている。

⁴⁷ 公益法人においては、多種多様な公益法人が、公益法人の経営判断を尊重し、それぞれの実態にあったガバナンス強化策を講ずることが重要であるとの考えの下、運営体制の充実及び透明性の向上を公益法人の責務とするとともに、事業報告においてその内容を開示することとしている。

【参考図】公益信託法/公益信託法施行規則と合同命令との関係



（公益信託制度における財務報告の基本的な考え方）

- 従前の公益信託制度については、受託者は信託銀行等に事実上限られ、信託事務は、信託財産として受け入れた金銭を預貯金等で運用し、奨学金や研究開発費の助成を行う事務に限定されていたこと等の理由から、統一的な会計基準はなく、それぞれの受託者が策定する経理規則に従い、収支決算書と財産目録が作成される運用であった。
- 新しい公益信託制度においては、多様な主体が受託者となり得、事業型も含めた様々な類型の公益信託について設定することが可能になるとともに、公益法人と整合的な枠組みの下、公益信託認可を受けた全ての公益信託が基本的に公益法人並みの税制優遇を受ける。
- このような新たな公益信託制度において受託者が行う財務報告の主要な目的は、公益法人制度の財務報告の目的を踏まえて、委託者に対する受託責任を履行すること（信託財産の分別管理義務を担保すること等）や信託管理人による監督に対応することに加えて、公益信託の各ステークホルダー（寄附者、受給対象者等、国民、行政庁）の多様なニーズに対応していくことにあることが明確にされることが望ましい。
- 公益信託は財務規律の遵守が求められ、その適合状況の確認のための計算は信託当事者（委託者、受託者及び信託管理人）による恣意的な判断の可能性を排除する必要がある。そのため、公益信託の計算等は、信託当事者が定めるものではなく、一定のルール（資産・負債

の評価等)に従って行われる必要がある。

- 以上のことから、公益信託の会計については、信託としての特異性を考慮しつつも、財務報告の目的を共通にし、全体として整合的な制度として設けられている公益法人の会計基準を基本として計算書類を作成する必要がある。

一方、公益信託制度では、①収益事業等が行われず公益事務のみが行われること、②法人の経営判断が期待される公益法人と異なり、受託者は信託行為の定めに従い公益信託事務を行うものであること、③事務所のスペースなど受託者の人的・物的資源を活用することも多く、公益法人と比べて公益信託の計算書類に計上すべき資産等は少ないことが見込まれること、④多様な受託者において、受託者固有の会計処理と全く異なる会計処理を求めることは受託者の負担となり、公益信託の活用を大きく阻害することとなる等から、公益信託における会計処理については、信託行為等に定められた公益信託の事務の内容・規模・信託財産の種類に見合った形で可能な限り簡素化をすることが相当である。

- 公益信託の会計については、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う(信託法第13条)とされており、公益信託の会計について規定の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない(合同命令第17条)とされている。本節の規定についても同様に、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌して解釈される必要がある。

- 公正妥当な会計の慣行に従った会計というためには、少なくとも、次の原則に従う必要がある。

=====

・公益信託の計算書類は、信託財産の状況及び公益信託事務の実施状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならない(真実性の原則)

・公益信託の計算書類は、寄附者・取引先・信託管理人・行政庁といった関係者に対し、必要な会計事実を明瞭に表示し、公益信託に対する判断を誤らせないようにしなければならない(明瞭性の原則)

・会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法は、毎年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない(継続性の原則)

・計算書類を作成する目的は、公益信託の財務の内容を明らかにし、公益信託の運営状況に関する寄附者、取引先、信託管理人、行政庁その他のステークホルダーの判断を誤らせないようにすることにある。このため、法令に従う限りにおいて、重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで、他の簡便な方法により処理することも認められる(重要性の原則)

=====

- 本ガイドラインで示していない会計処理の方法については、原則として、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行に従うものとする。ただし、軽

量な公益信託である場合において、受託者の能力、公益事務の内容その他の事情に照らして合理的な理由があるときは、合同命令の遵守⁴⁸を前提に、一般に公正妥当と認められる会計の基準等⁴⁹(当該会計基準等の下で認められる会計の慣行を含む。)に従うこととして差し支えない。この場合には、「計算書類の作成のための基本となる重要な事項」として注記を行うものとする。ただし、無償又は低廉な価格で物的サービス又は役務の提供を受けた場合において、必要対価の額を損益計算書に計上することが認められる会計の基準等が存在するところ、公益法人会計基準においてはこのような処理を認めてはおらず、公益信託における会計処理としても適当ではないと考えられることから、当該必要対価の額を損益計算書に計上することはできないものとする⁵⁰。

- 受託者が、社会福祉法人、学校法人その他行政機関の指導・監督の下で活動を行う非営利法人(行政機関の関与の下で策定された会計基準等に従い会計を処理するものに限る。)である場合に、受託者が採用する会計基準等に従う場合も同様とする。これ以外の公益信託については、具体的な事例に即して判断する必要がある、現時点において具体的な例を示すことは困難であるが、公益事務の規模等に応じて、上記以外の取扱いをすることはあり得る。

(4)公益信託の計算書類

- 計算書類の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位で表示する(合同命令第25条)。単位は、公益信託事務の規模等に応じて適切に判断する必要がある⁵¹。
- 計算書類には、その作成のため採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法⁵²その他計算書類作成のための基本となる事項(合同命令第26条及び第27条)であって、次のア～オに掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記しなければならない。これらを変更した場合には、重要性の乏しいものを除き、(ア)会計の処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容、(イ)表示方法を変更したときは、その内容についても注記しなければならない。

⁴⁸ 例えば、特定資産公益信託の特例を除き、減価償却(21条2項)や強制評価減・減損(同3項)、貸倒引当金等(同4項)等は義務規定であり、時価等に関する第5項・第6項のできる規定とは異なる。なお、計算書類は、会計帳簿に基づき「作成しなければならない(合同命令29条第2項)」

⁴⁹ 文書として作成され、管理されている会計基準等を指す。

⁵⁰ NPO 法人会計基準の 25 項及び 26 項においては、一定の要件を満たせば活動計算書に計上することができるとされているが、これらについても恣意性を排除した測定に課題があることから、公益信託の損益計算書においては、収益・費用として計上しない。

⁵¹ 例えば「一円」単位を選択する場合は、貸借対照表、損益計算書とその附属明細書全てについて「一円」単位にすることになる。特定資産公益信託においてもこれは同じである。

⁵² 表示方法とは、会計情報を示すために採用した表示の方法(注記による開示を含む)をいい、計算書類の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。

=====

【①計算書類作成のための基本となる事項】

- ・資産の評価基準及び評価方法(合同命令第26条第1項第1号)
- ・固定資産の減価償却方法(同項第2号)
- ・引当金の計上基準(同項第3号)
- ・収益及び費用の計上基準(同項第4号)
- ・その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項(同項第5号)

=====

- このほか、公益信託に係る財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、計算書類に注記しなければならない。例えば、計算書類の作成日までに発生した重要な後発事象(寄附者等からの寄附金支出の重大な変更、災害による重大な損害の発生など)の注記が必要である。また、関連当事者との取引についての注記の対象となる。注記すべき内容については、2(5)カ参照。

(貸借対照表の区分等)

- 貸借対照表は、資産/負債/純資産に区分して表示しなければならない(合同命令第30条第1項)。資産、負債及び純資産は、総額によって記載することを原則とし、資産と負債又は純資産を相殺して貸借対照表に表示することは認められない。資産と負債の差額として、純資産の金額を示すものとする。
- 資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は、流動負債及び固定負債に区分しなければならない。各項目は、適当な項目に細分することができる。(同条第2項)
- (流動資産・流動負債と固定資産・固定負債を区別する基準)
- ・入金又は支払等の期限が貸借対照日から1年内に到来するものは流動資産又は流動負債とし、1年を超えるものは固定資産又は固定負債とする。
 - ・商品等の棚卸資産は流動資産に属するものとし、信託財産のうち加工又は販売を予定しない財貨は固定資産とする。なお、残存耐用年数が1年内となったものも、固定資産に含める。

(貸借対照表の科目等)

- ・固定資産に属する財産は、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産に分類する。
- ・このほか、貸借対照表の科目(純資産の部を除く。)については、公益法人会計基準の運用指針XI.第1を参考にする。

(資産の貸借対照表価額)

- ・原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上する。寄付等によって取得した資産の取得

価額は、取得時における公正な評価額とする⁵³。

- ・ 未収金、貸付金等の債権は、取得価額から貸倒引当金等を控除した額とする⁵⁴。
- ・ 固定資産は、取得原価から減価償却⁵⁵累計額及び減損損失⁵⁶累計額を控除した額とする。
有価証券については、後述
- ・ 棚卸資産は、取得価額⁵⁷とする。ただし、正味売却価額が取得価額より下落している場合は、正味売却価額とする⁵⁸。
- ・ 外国通貨、外貨建て金銭債権債務（外貨建預金を含む。）等については、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。
- ・ のれんが信託財産となることは通常は想定されないが、合同命令第23条により計上し得る。
- ・ 公益目的保有財産、公益充実資金又は指定寄附資金を保有する場合には、その内訳、増減等について注記する。

（負債の貸借対照表価額）

- ・ 債務については、原則として、債務額で計上する⁵⁹。借入金については、その内訳、増減額及び残高を注記する。
- ・ 将来の費用又は損失（収益の控除を含む。）であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として負債に計上する（合同命令第22条第2項）。引当金については、金額的に重要性が乏しいものについては、計上する必要はない。ただし、資産に係る引当金（貸倒引当金等）は、

⁵³ 資産については、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない（合同命令第21条第1項）。取得価額は、原則として、資産の取得のために要した金額のことである。例えば、購入した商品であればその購入価格に付随費用を加えた額を指す。役務の提供等に係る契約に基づいて生じた金銭債権の取得価額については、当該役務提供等の完了時に、契約条件に従いその対価を認識することになる。

⁵⁴ 取り立て不能の恐れのある債権については、信託事務年度の末日においてその額を控除しなければならない（合同命令第21条第4項）。倒産手続等により債権が法的に消滅したときは、その金額を貸倒損失として控除する。また、債務者の資産状況、資源能力等から見て回収不能の恐れのある債権については、その回収不能見込み額を貸倒引当金として控除する。過去の貸倒実績率等で引当金額を見積もる方法等も考えられる。

⁵⁵ 償却性資産がある場合には年度末日に相当の償却をしなければならない（合同命令第21条第2項）。当該資産の取得価額を、受託者が算出した耐用年数（無形固定資産である場合は有効期間）に応じて配分する。具体的な減価償却の方法については、定額法・定率法・その他資産の将来の経済的便益の費消予測を反映した適当な方法のいずれかによるものとする。なお、減価償却により每期、費用を計上していても、災害など予測することができない著しい資産価値の下落が生じた場合には、相当の金額を評価損として計上する必要がある（同条第3項）。

⁵⁶ 時価が取得原価より著しく低く、取得原価まで回復すると認められない財産（有価証券）は、年度末日における時価を付さなければならない。また、予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産（固定資産）は、その取得原価から相当の減額をした額を付さなければならない（合同命令第21条第3項）。

⁵⁷ 個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等により計算する。

⁵⁸ 合同命令第21条第6項第1号参照

⁵⁹ 負債については、原則として、会計帳簿に債務額を付さなければならない（合同命令第22条第2項）。

資産の控除項目として計上し、各資産の取得価額、引当金の当期末残高及び控除後の残高を注記する。引当金には、貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金などがあり、引当金を計上する場合には、その内訳と増減額及び残高を注記する。

・なお、債務保証、訴訟による損害賠償債務等の偶発債務の額については、注記を要する。

（純資産の部の細目）

- 資源提供者の用途指定の有無を明確にし、財務規律を適正に適用する観点から、純資産の部は、原則、指定純資産及び一般純資産に区分しなければならない（合同命令第30条第3項本文）。しかし、純資産の区分は公益法人関係者以外に馴染みのない概念であり、信託財産に償却性資産が含まれることが見込まれず⁶⁰、指定純資産に係る収益・費用と一般純資産に係る収益・費用が混在することがほとんど想定されない公益信託（例えば寄付された有価証券の運用益のみにより助成事務を行う公益信託）にまで純資産の区分表示を必須とする必要はないと考えられる。したがって、償却性資産が含まれることが見込まれない公益信託においては、区分を要しない⁶¹こととしている（同条ただし書）。
- 純資産の部においては、その他有価証券評価差額について、純資産（指定純資産・一般純資産）の内書として記載する。
- 指定純資産は、特定の目的（資産の取得を含む。）を前提として受け入れた寄附金、助成金・補助金等の資金、金融資産、固定資産等であり、指定された目的に従って取得した資産も指定純資産となる（純資産は、資産と負債の差額であり、「固定資産」）。
- なお、純資産の区分表示をしない公益信託であっても、寄附者の意思に沿った信託財産の活用という観点からは、信託財産の活用等について計算書類で適切に記録することは当然に求められる。
- 一般純資産は、公益法人が自らの活動目的を達成する観点から自ら用途を決定できる資源をいう。

（貸借対照表の注記）

- 公益法人会計基準の運用方針「4. 貸借対照表の注記」に列挙された事項の取扱いは、以下のとおりとする。

⁶⁰ 減価償却資産が資源提供者からの用途の指定をもって信託財産とされた場合、当該減価償却資産から生じる費用（減価償却費等）については、損益計算書上、指定純資産に係る費用として一般純資産に係る費用と区別する必要があるが生じ、この場合、貸借対照表上、純資産を区分した上で、損益計算書において財源別内訳の表示をすることが求められることになる。

⁶¹ 信託財産として減価償却資産を保有するに至った場合には、区分表示することが求められる。

=====

〔注記が必要となる事項〕

・以下については該当があれば記載を必要とする(公益法人並びの規定)。

→【(4)資金に係る引当金を直接控除した場合の引当金】

【(5)有形固定資産及び無形固定資産の内訳等】

【(6)担保に供している資産】【(7)保証債務等の偶発債務】

【(8)引当金の内訳等】【(9)借入金の内訳等】

〔注記を不要とする事項〕

・以下については記載を不要とする。

→【(1)会計区分別内訳】【(17)代替基金の増減額及び残高】

【(2)資産及び負債の状況】 ※財産目録に記載されるため。

〔公益信託ガイドラインでは記載を設けない事項〕

・以下については公益信託で殆ど想定されないため、ガイドラインに記載を設けない。

→【(10)資産除去債務】【(11)退職給付債務】

【(12)関係会社に対する金銭債権又は金銭債務】【(18)純資産間の振替額】

〔公益目的保有財産、公益充実資金及び指定寄附資金に係る注記事項〕

・以下についてまとめる形で、公益目的保有財産、公益充実資金及び指定寄附資金の内容を明らかにするために、項目別に期首純資産残高、当期増加額、当期減少額、当期末純資産残高を注記する。指定寄附資金については、その受入年度別に残高及び使用見込みを注記する。

→【(3)使途拘束資産の内訳等】【(13)補助金等の内訳等】

【(14)指定純資産の内訳等】【(15)指定寄附資金の内訳等】

=====

(損益計算書の区分等)

○ 公益法人会計基準においては、損益計算書に該当する書類について、公益法人の活動状況を明らかにするという目的に鑑み、「活動計算書」という名称を付している。公益信託においても、公益事務に係る活動状況を明らかにするという目的は共通しており、「活動計算書」と称する書類を法令上の損益計算書として取り扱うこととして差し支えない。

○ 損益計算書は、経常収益/経常費用(事業費/管理費)/経常外収益/経常外費用に区分して表示しなければならない。各区分は、適当な項目に細分することができる(合同命令31条1項)。「経常外収益」「経常外費用」については、「その他収益」「その他費用」など適当な名称にすることができる(同条第2項)。

○ 損益計算書の注記として、財源区分別の注を設ける(合同命令第30条第3項ただし書の場合を除く。)

- 複数の公益事務を行う公益信託においては、公益信託規則第45条の規定に基づき、公益事務別の内訳を注記する。

【②損益計算書の記載の詳細】

- 損益計算書は、公益信託事務の実施状況を明らかにするため、一信託事務年度に属する公益信託の全ての収益及び費用の増減並びにその結果としての純資産の変動を示すものとする。

(i)経常収益/経常費用(事業費/管理費) 関係

- ・収益は、原則として、

寄付金など対価の提供がない収入については、これを受入れたとき、

商品等の販売又はサービスの提供を行い、これに対する現金、現金同等物や債権等を得たときに計上する。

- ・費用は、原則として、

助成金等を支給したとき、

広告宣伝費や信託報酬等の費用の発生原因となる取引が発生したとき又はサービスの提供を受けたときに計上する。

- ・収益とこれに関連する費用は、原則として、両者を対応させて期間損益を計算する。

- ・収益及び費用は、総額によって記載することを原則とし、貸借対照表同様に、収益と費用を相殺することによって、活動計算書から当該記載を消去することは認められない。

- ・経常収益は、信託財産の運用益、公益事務の対価や公益事務に関連して受ける寄附金など、公益信託事務の通常の処理に伴う収益が含まれる。

- ・中期的収支均衡は、損益計算書に計上すべき経常収益(指定純資産に係るものを除く。)を基礎として算定することとされる(公益信託規則第18条第2項第1号イ)。

(ii)経常外収益/経常外費用 関係

- ・経常外収益は、不動産や投資有価証券の売却益や、固定資産の受贈益などが含まれる。

(iii)事業費/管理費の区分関係

- ・事業費は、公益事務の実施に係る事業費であり、公益事務割合算定の基礎(公益信託規則第24条第1号)となる。助成先の選定のための合議制機関の開催経費、助成金の振込手数料、公益信託事務の実施のための人件費等が考えられる。

- ・管理費は、公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費であり、公益信託事務割合算定の基礎(同条第2号)となる。管理費としては、計算書類その他定期提出書類の作成のための委託費、信託報酬、信託管理人の報酬等が考えられる。

- ・公益信託事務のために要した経常的費用のうち、公益事務の実施と公益信託の管理の双方に関連する費用額は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。ただし、配賦することが困難な費用額については、管理費とする。（公益信託規則第32条）

（iv）純資産関係

- ・指定純資産は、特定の目的（資産の取得を含む）を前提として受け入れる寄附金、助成金・補助金等の資金、金融資産、固定資産等である。指定された目的に従って取得した資産も指定純資産となる。なお、指定純資産を原資とする資産から生じた果実（配当金、利息等を含む。）は、活動計算書の財源区分内訳の注記における一般純資産区分に計上する。指定純資産を原資とする資産について、売却損益、評価損益（その他有価証券に係る評価差額を除く。）又は固定資産の減損が発生した場合、活動計算書の財源区分内訳の注記における指定純資産区分に計上する。
- ・一般純資産を原資とする資産について、配当等、売却損益、評価損益（その他有価証券に係る評価差額を除く。）又は固定資産の減損が発生した場合、活動計算書の財源区分内訳の注記における一般純資産の区分に計上する。

（v）その他

- 損益計算書の注記として、財源区分別の注を設ける（合同命令第30条第3項ただし書の場合を除く。）。なお、貸借対照表において指定純資産及び一般純資産を区分保有する公益信託については、損益計算書についても、これを区分するものとする。ただし、運用収益以外に用途の指定がない収益が想定されない公益信託について、用途の指定がない収益に係る用途を明確にする措置が執られている場合は、区分は必要ないものとする【P】。
- 複数の公益事務を行う公益信託においては、資源配分等について説明責任を果たす観点から、公益信託規則第45条の規定に基づき、公益事務別の内訳を注記する。その際、複数の公益事務区分にまたがる費用又は収益がある場合は、適正な基準によりそれぞれの区分に配賦する必要があるが、各公益事務に配賦することが困難な収益及び費用がある場合は、これらを共通収益及び費用として表示することができる（公益信託規則第45条ただし書）。

【③有価証券の取扱い】

有価証券については、時価が取得原価より著しく低くなり、回復の見込みがない場合に行う必要のある評価減（合同命令第21条第3項第1号）を除き、以下の取扱いとする。なお、公益信託において取り扱われることが想定されにくい「売買目的有価証券」及び「子会社及び関連会社株式」については、ガイドラインに記載を置いていない。

（満期保有目的債券）

- ・ 満期まで所有する意思をもって保有する国債その他の債券（満期保有目的の債券）は、原則として取得価額を貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、その差額に重要性がある場合には、償却原価法に基づいて算定された価額を貸借対照表とすることができる。

当該差額に重要性が乏しい場合は、償還時点において差額を当期の収益費用差額として認識する。

なお、外貨建の場合は、決算時の為替相場による円換算額を貸借対照表価額とし、換算差額は経常収益又は経常費用に計上する。

（その他有価証券）

その他有価証券については、原則として、以下の取扱いとする。ただし、軽量の公益信託にあつては、取得原価を貸借対照表価額とすることができるものとする。

満期保有目的債券以外の有価証券（その他有価証券）は、原則として、

- ・ 市場価格のあるもの（上場企業株式等）については市場価格を貸借対照表価額とし、評価差額は、純資産の部に「その他有価証券評価差額金」を設けて記載する（売買目的有価証券ではないため、評価差額は損益計算書に計上しない）。
- ・ 市場価格のないものは、取得価額を貸借対照表価額とする。

なお、外貨建の場合は、決算時の為替相場による円換算額を貸借対照表価額とし、いずれの場合も為替差額を「その他有価証券評価差額金」として計上する。

（貸借対照表及び損益計算書の附属明細書）

- 附属明細書については、計算書類の内容を補足する重要な事項と考えられる事項を表示する。なお、「有形固定資産及び無形固定資産の内訳」「引当金の内訳」といった事項に関しては本表で注記することとしており、附属明細書において再度記載する必要はない。また、財務規律の適合性に関する明細についても、定期提出書類として作成されるため、再度記載する必要はない。

(5) 公益信託の信託帳簿

○ 公益信託の「信託帳簿」は、貸借対照表及び損益計算書(これらの附属明細書を含む。)を適正に作成するために必要な情報が記録されている必要がある。

そのため、公益信託の信託帳簿及びその補助簿等(読替信託法第37条第5項の書類)において、全ての取引につき、正規の簿記の原則に従って、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に作成されなければならない。その際には、公益信託の「信託帳簿」が公表されることを前提に作成する必要があることに留意する。

「信託帳簿」は、貸借対照表及び損益計算書等を適正に作成する上で、必要とされる項目(日付、勘定科目、金額等)が網羅的に組み込まれていることが求められる。

具体的には、公益信託事務期間の全仕訳を勘定科目毎に集計し、期首残高に加減することで期末残高を表示する帳簿が該当する(一般的に会計帳簿と称される帳簿から作成される「合計残高試算表」が該当する)。貸借対照表及び損益計算書は、当該帳簿に基づき作成されなければならない(合同命令第29条第3項)。

なお、当該帳簿が作成されていない場合には、次のア又はイの書類を信託帳簿として扱うことも可能である。

=====

ア 公益信託事務期間における、全ての取引を日付順に、借方勘定及び貸方勘定の各科目とその取引金額、摘要欄を網羅的に備えた帳簿(仕訳帳)

※各仕訳は起票された伝票、根拠証憑(請求書等)と紐づいている

イ アの帳簿から各勘定科目毎に取引を抽出し、日付と相手勘定名、取引金額を備えた帳簿(総勘定元帳)

※勘定科目毎の取引の内容を把握可能

=====

公益信託の会計を適正に処理するためには、上記の「信託帳簿」だけでは十分ではなく、仕訳帳・総勘定元帳(「信託帳簿」として作成される場合を除く。)、現金預金出納簿・有価証券管理台帳・固定資産台帳・賃金台帳等の作成が必要となる。これらは、読替信託法第37条第5項に基づき作成・備置きが求められる(信託管理人による閲覧請求は可能だが、公益信託法に基づく公表等の対象とはならない。)。

(6) 特定資産公益信託の特例(合同命令第19条)

特定資産公益信託は、その信託財産の要件及び支出方法の要件(第3章の13参照)を踏まえ、
「償却すべき財産」、評価減が生じる資産(棚卸資産やリスクの高い有価証券など)、「取り立て不能の可能性のある債権」、「負債」、「のれん」などは想定されず、一般的には、

- ・寄附金の受入れや、利子等の入金、
- ・助成金等の支出や信託報酬に係る出金、
- ・国債、預貯金等の取得又は取崩しに係る入出金

などがあるに留まる。このため、会計処理の原則として発生主義に立つ場合でも現金主義に立つ場合でも実質的な差異が生じないと考えられるため、信託法第37条第1項及び第2項の書類について、簡易な方法での作成を認めることとしている。

具体的には、信託法第37条第2項の書類として、合同命令第19条第3項に

ア: 信託概況報告 (※ 通常の公益信託と差異はなく、②参照)

イ: 特定資産公益信託の計算書類

- ・信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務⁶²の概況を明らかにする収支決算書
- ・財産目録

が定められており、これを作成するために必要な信託帳簿(信託法第37条第1項の書類)について、合同命令第18条第2項に定められている。

なお、合同命令第19条第1項は、「～することができる」とする規定であり、上述した原則的な取扱いをすることもできる。なお、帳簿に基づき計算書類を作成するという関係にあり、第19条の方法で帳簿を作成する場合には、第19条の方法で計算書類作成することになる。

【特定資産公益信託の計算書類】

特定資産公益信託の計算書類(収支決算書及び財産目録)は、信託帳簿に基づき作成されなければならない(合同命令第19条第4項)ほか、公益信託における会計が従うべき一般原則に従う必要がある。

=====

(ア) 収支決算書

収支決算書は、当該信託事務年度における全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものである必要がある。現金・預金その他の「資金」によって財産(国債、定期預金など)を取得した

⁶² 特定資産公益信託においては通常負債は想定されないが、例えば助成金の交付が国や地方公共団体からの補助金交付のタイミングとの兼ね合いで期ずれを起こす(例: 令和8年度に助成先と助成額は決定するが、令和9年度に実際助成を行う)場合の未交付配布金(未払金)等は、収支決算書において注記しなければならないこととしている。

場合も支出、財産(国債、定期預金など)を取り崩して「資金」とした場合も収入となる。

また、基本的には想定されないが、債務不履行に伴う有価証券の評価減や、不法行為等に伴ない生じる債権・債務など、収入・支出に含まれない資産の変動が生じ得る。これらについては信託財産の増減項目として収支決算書の末尾に記載し、注記を行うこととする。

(資金の範囲)

・資金の範囲は現金預金とする。また、基本的には想定されないが、期をまたぐ助成金の返還等の未収金や給付決定した助成金の支払いが翌期に実施される場合等の未払金については収支決算書の末尾に残高を記載し、その旨について、注記を行うこととする。

(収支決算書の区分)

収支決算書は、収入／支出に区分して表示する。各区分は、適当な項目に細分して差し支えない。

- ・収入の部は、信託財産の運用・取崩しや寄附金等について、資金を取得した場合に計上する。
- ・支出の部は、公益事務や信託報酬、信託財産の取得などで、資金を拠出した場合に計上する。

その上で、当期の収支差額に期首の信託財産額を加算し、資金収支を伴わない取引を増減項目として加減し、期末の信託財産残高を計算する。

※なお、公益信託規則第42条第2項の規定により、この収支決算書を作成する特定資産公益信託においては、当該収支決算書の表示方法にならい、収支予算書においても同様に「収入及び支出の見込みを明らかにする」必要がある。

(イ)財産目録

⇒本節2(1)参照。なお、合同命令第19条の規定を適用する場合には、財産目録が信託法37条2項の書類として作成されることになるため、保存や閲覧等に関して信託法の規律が適用されることに留意する。

(ウ)特定資産公益信託の信託帳簿

特定資産公益信託についても、公益信託事務について、適切に記録することが求められる。

しかし特定資産公益信託の要件に照らすと、基本的には、上記収支決算書の作成に必要な収入や支出が適切に記録されれば、足りるといえる。

「全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿」及び「全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿」との規定が合同命令第19条第3項にあるが、これは例示であり、上記の特定資産公益信託の性質を踏まえ、かつ、受託者の業務の簡素化を図る観点から、全ての場合

に複式簿記による帳簿作成の義務を課す規定とはしていない。

ただし、「償却すべき財産」や「取り立て不能のおそれのある債権」といった、特定資産公益信託において通常想定されない事象についても、それらが生じた場合には、当然に、当該事象について正規の簿記の原則を踏まえて適切に注記することが求められる。また、公益信託の会計の透明性・客観性を確保する上で、本来的には正規の簿記の原則に従い記載することが望ましい。

以上を踏まえ、特定資産公益信託における信託帳簿は、①収入・支出の日付、②収入・支出が行われた科目、③収入・支出の金額④その他必要な事項を、契約書や通帳等の記載と整合的に、秩序立てて記載した書類又は電磁的記録とする(複式簿記で処理がされていなくても(単式簿記であっても)問題ない。)⁶³。

様式等については特に定めないが、各受託者はそれぞれが用いている様式等を継続して用いることとし、これを理由なく変更してはならない。

特定資産公益信託であっても、不法行為や錯誤により取り立て不能のおそれのある債権等を取得する可能性や、金融機関や地方公共団体等の破綻などによる評価減の可能性は存在するところ、こうした事態が発生したときには、適切に注記することが求められる。

⁶³ 信託法第 37 条第 1 項の帳簿は公表対象となるため、記載される事項については個人情報等が記載されないよう注意する。

4 閲覧請求等について

- 公益信託の「財産目録等」(「信託行為の内容を証する書面」(第4章第2の2、(1)参照前掲1信託事務年度開始前に作成・備置きする書類、2信託事務年度終了後に作成・備置きする書類及び3信託法第37条第1項及び第2項に規定する書類をいう。))については、公益信託法第20条第4項の規定により、何人も受託者の「業務時間」内において閲覧の請求をすることができる。
- なお、受託者が個人や小規模な法人等である場合には、「業務時間」を定めていないことも想定されるが、受託者として適切に公益信託事務を処理し、書類の開示等を円滑に実施するためには、公益信託に関して外部からの問合せ等に対応できる時間を「業務時間」として設定し、インターネットに記載するなど⁶⁴して明らかにしておくことが望ましい。「業務時間」が明らかではない場合は、社会通念に照らし、当該個人や団体が外部からの問合せ等を行うことが不適切と判断される時間以外は、「業務時間」になると考えられる。
- 受託者として公益信託の透明性を確保し、その適正な運営について説明責任を果たすという閲覧請求規定の制度趣旨を踏まえると、「業務時間」は、様々な者が問合せや閲覧等ができるような常識的・合理的な時間とすることが求められる。

また、「業務時間」内には、常に閲覧請求等に対応できることが望ましいが、現実には、個人や小規模な団体において、対応が困難な時間があることも想定される。その場合は、受託者のHPにおいて資料を分かりやすく公表する、電子メール等で開示請求(の予約)を受け付けるなど、実質的に開示請求等に対応し得る仕組みが確保されることが望ましい。受託者が閲覧請求等に対して適切に対応できていないと判断される場合には、監督上の措置を講じることがあり得る。
- 「財産目録等」のうち、受託者等名簿の信託管理人(個人である場合に限る。)の住所についての情報は、受託者の判断で閲覧の対象から除外することができる(公益信託法第20条第5項)。受託者については個人の場合でも⁶⁵法人等の場合でも住所又は所在地を閲覧の対象から除外することはできない。
- 「財産目録等」は、行政庁に提出した状態で公表されることになる(6参照)。個人情報など公表できない情報は「財産目録等」に記載すべきではないが、万一そのような情報が記載されており、当該情報を開示することが法令に違反する場合には、法令違反となる限度において閲覧の対象から除外することができる(公益信託法第20条第4項の「正当な理由」に相当する)。また、当該書類を行政庁に提出していた場合には、速やかに行政庁にその旨報告し、当該個人情報等が記

⁶⁴ 受託者が保有するHPへの掲載のほか、受託者の情報について記載する書類の自由記述欄に受託者の業務時間その他必要な情報を記載することを想定している。

⁶⁵ 受託者が個人の場合、その者の住所において「財産目録等」を備え付け、閲覧請求を受ける必要がある。

載された箇所の差し替えを行う。

5 行政庁への提出等(公益信託法第21条第1項)

- 公益信託の受託者は、「財産目録等」のうち、上記1の信託事務年度開始前に作成する書類については、当該信託事務年度開始の日の前日までに、2及び3の書類については、当該信託事務年度経過後3か月以内に、行政庁に対して提出しなければならない(公益信託法第21条第1項)。

なお、これらの書類のうち、1の書類の提出時(信託事務年度開始前)には、1の各書類について信託管理人の承認を受けたことを証する書面(公益信託規則第48条第1項)を併せて添付する必要がある。

※(1)④の書類については、各年度で記載内容が大きく変容する蓋然性が低いと考えられることから、前信託事務年度以前に提出した書類から内容に変更がなければ、公益信託規則の様式第五号の「直近提出書類より変更なし□」というチェックボックスを黒とすることで提出は不要となる(同規則第48条第2項)。

- (2)及び(3)の書類の提出時(信託事務年度経過後3か月以内)には、以下の書類を添付する(公益信託規則第49条第1項)。

=====

【(2)及び(3)の書類の提出時に添付する書類】

・受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類(公益信託規則第49条第1項第1号)(趣旨等について、第4章第2の2(4)ウ参照)

・受託者の滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書(同項第2号)

→国税及び地方税の納税証明書については、納税の滞納があると法人等の欠格事由に該当するような受託者の場合は、受託者が「国税若しくは地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの」(公益信託法第9条第1号ロ)ではないことが明らかであると考えられる。そのような受託者については、受託者が同号ロに該当しないことを説明した確認書の添付があれば、特段の事情により行政庁が必要と認める場合を除き、納税証明書の添付は不要である(公益信託規則第49条第2項)。

・通常の公益信託における信託法第37条第2項の書類(=「貸借対照表、損益計算書及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書」)について信託管理人の承認を受けたことを証する書類(公益信託規則第49条第1項第3号)

・行政庁が受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するために必要と認める書類(同項第4号)

→現時点において、具体的に想定している書類はない。今後、「受託者による公益信託事務の適正な処理」を確保するために必要があると判断される場合には、追加で書類の提出を求めることとしている。行政庁が必要と認める書類については、必要最小限のものとするとともに、当該書類を必要とする理由を明らかにして、提出を求めることとする。

=====

6 行政庁による公表(公益信託法第21条第2項)

- 行政庁は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により公益信託の受託者から提出を受けた財産目録等を公表するものとされている。「この法律又はこの法律の命令の規定により公益法人から提出を受けた財産目録等」という規定であり、行政庁による公表対象書類は、公益信託法第21条第1項の規定により提出された書類に限らない。

=====

【公益信託法第21条第1項以外の規定による提出書類のうち、「財産目録等」に該当する手続き及び該当書類】

- (1)変更認定申請書及び添付資料(公益信託法第12条第4項・第5項/公益信託規則第12条)
- (2)変更届出(添付資料を含む。)(公益信託法第14条・認定規則第14条)
- (3)受託者の辞任の届出等(公益信託法第15条・公益信託規則第15条)
- (4)公益信託の併合等の認可に係る資料(公益信託法第22条・公益信託規則第50条)
- (5)信託の終了の届出(公益信託法第25条・公益信託規則第51条)

※いずれも、詳細については第4章参照

=====

- 受託者から行政庁が提出を受けた財産目録等(受託者等名簿の個人の住所の記載部分を除く)については、HP(「公益法人information」)において公表する。提出された財産目録等については、提出された書類がそのまま、閲覧・謄写といった手続を経ることなく、インターネット上で一般公衆が見ることができる形で公表される。
- 提出された書類の公表においては、受託者から提出された書類がそのまま掲載される。そのため、個人情報等が誤って含まれていたなどの合理的理由がある場合には、差し替え(提出した書類の該当部分を公表用に黒塗りするなど)を行うことは可能である。

第3節 その他規律等

第1 名称等(公益信託法第5条)

- 公益信託の信託行為においては、その名称について「公益信託」という文字を用いて定めなければならない(公益信託法第4条第2項第1号)。これは、公益信託がその社会的信用を保つための名称保護規定であり、
 - ・何人も、公益信託ではないものについて、その名称又は商号中に公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない
 - ・ある公益信託が、他の公益信託と誤認される恐れのある名称又は商号を公益信託に用いてはならないこととされている。
- 上記2つの禁止規定に反する名称又は商号が用いようとしている場合、又は実際に用いている場合は、その名称又は商号の使用により不利益を被ることになり得る公益信託の受託者は、実際に名称又は商号を用いようとしている、又は実際に用いている者に対して、利益侵害の停止又は予防を請求することができる(同法第5条第3項、株式会社等にも同様の規定が置かれている)。

第2 寄附の募集に関する禁止行為(公益信託法第18条及び公益信託規則第38条)

- 公益信託の受託者又は信託管理人⁶⁶が、寄附の募集に当たり不適切な行為を行った場合には、公益信託制度に対する社会的信用が失われ、寄附などを通じた公益活動に対する国民の意欲が減退し、ひいては公益的な事業活動全体が阻害されるおそれがある。したがって、このような行為は、公益信託事務の適正な実施を期待して公益信託認可を与える公益信託法の目的に著しく反するものと言える。そこで、公益信託の受託者又は信託管理人による執拗な寄附の勧誘又は要求等寄附金の募集に係る一定の行為が禁止されている。具体的には、
 - 1 寄附を一度断った者に対して継続的に寄付の勧誘を行うこと
 - 2 乱暴な言動や迷惑を覚えさせるような方法で寄附の勧誘又は要求をすること
 - 3 寄附をする財産の用途について誤認させる恐れのある行為をすることが公益信託法第18条において禁止されており、また公益信託規則第38条においては
 - 4 寄附者に虚偽を告げる行為
 - 5 寄附者に対し不確実な事項について断定的な判断を提供すること
 - 6 信託行為の内容に関する重要な事項について誤解させる恐れのあることを告げる行為が禁じられている。

⁶⁶ なお、公益信託は認可前には効力が発生しておらず、当該公益信託に係る受託者又は信託管理人も存在しないという建付けであるが、公益信託認可前に受託者又は信託管理人になろうとする者が、公益信託に対する寄附の募集に関して禁止行為に相当することを行うことも、当然に禁止されると解される。

- 3及び6については、受託者又は信託管理人が告げた内容が事実であるとしても、委託者・寄附者が誤解をするおそれがある伝え方等であれば、禁止事項に該当する。
- 公益信託は、大きな税制優遇措置を受けられる制度であるところ、例えばみなし譲渡課税の非課税措置と言った事実を示して寄附の募集を行うことは禁止されるものではないが、寄附の募集において、法令の説明を超え、例えば、具体的な税制優遇に関して断定的な判断を提供し、あるいは、誤解を与えるようなことを告げて寄附の募集や委託者の勧誘が行われる場合は、禁止事項に該当する。
- これらの行為を受託者又は信託管理人が行った場合には、公益信託法第30条第2項第3号の規定により、監督処分等の対象となる。また、受託者若しくは信託管理人以外の者がこれらの行為を行った場合も、受託者又は信託管理人の意思に従って行われた場合には、受託者又は信託管理人が行ったものとして取り扱う。また、第三者が、これらの行為を行っていることを知りながら、受託者又は信託監理人が適切に対応しなかった場合には、公益信託義務を適正に処理する技術的能力がないと判断し得る。
- 公益信託の設定に当たっては、受託者になろうとする者が委託者(候補)を勧誘し、公益信託を設定することも想定される。不適切な勧誘により、委託者の意思に反した公益信託が設定されることは、制度の信頼を揺るがすものである。公益信託認可申請の審査に際して、上記1～6に該当する行為があったと認められる場合は、受託者の技術的能力又は信託管理人の監督能力を有していないものとして、不認可処分を行うものとする(認可した後に判明した場合、公益信託認可の取消事由となり得る。)。

なお、委託者は、受託者から必要な説明を受けた上で承諾書(第4章第2の2(6)カ参照)を提出することとしており、必要な説明をすることなく、当該承諾書が作成されたことが明らかになった場合には、偽りその他不正の手段により認可を受けた(公益信託法第30条第1項第1号)と判断することがあり得る。